

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和元年10月4日 午前10時～午後4時26分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長 中島由美子
副委員長 森満晃
委員 福田俊一郎
委員 川畑善照

委員 永山伸一
委員 新原春二
委員 福元光一
委員 成川幸太郎

○その他の議員

議員 井上勝博
議員 落口久光

議員 松澤力

○説明のための出席者

市民福祉部長 上大迫修
市民課長 西田光寛
環境課長 上口敬子
川内クリーンセンター所長 原暢幸
市民健康課長 檜垣淳子
健康増進第2グループ長 井上聡子
保険年金課長 山元茂

税務課長 道場益男
収納課長 山口隆雄

消防局長 新盛和久

警防課長 小倉要一
消防総務課長 田中清総
予防課長 石原浩之
通信指令課長 坂口勝彦

水道局長 新屋義文
水道管理課長 草留隆志
水道工務課長 四元新一
下水道課長 今村淳一

財政課長 鬼塚雅之

○事務局職員

事務局長 田上正洋
議事調査課長 堀ノ内孝

課長代理 久米道秋
管理調査グループ員 堀之内孝充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第１０５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	消 防 総 務 課
議案第１０５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第１０６号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１０７号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１１９号 剰余金処分及び決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成３０年度薩摩川内市水道事業会計決算）	
議案第１０５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第１０８号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算）	下 水 道 課
議案第１０９号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計）	
議案第１１０号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１１１号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１０５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第１０５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第１１６号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	市 民 課
議案第１０５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	市 民 健 康 課
議案第１１５号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）	保 険 年 金 課 （ 税 務 課 ） （ 収 納 課 ）
議案第１１８号 決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、生活福祉委員会を開会いたします。

まず、審査日程についてお諮りします。本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行いますが、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めることとし、本日は、可能な限り審査を進めていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日から審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、決算と関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△消防総務課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、消防総務課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について

（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）私からは、消防局全体の主要施策の成果について、概要等を御説明申し上げますので、各会計歳入歳出決算附属書の146ページをお開きください。

初めに、予算の執行状況でございますが、平成30年度の消防局所管の予算現額は17億9,143万円で、決算額は17億4,431万

9,872円で、執行率は97.37%であります。主要施策のうち、1の常備消防体制の強化につきましては、火災予防、消防及び救急救助体制の充実強化を図るため、車両等の資機材の更新整備を行うほか、職員の資質の向上のための各種研修への派遣や防災研修センターの利用促進により、防災意識の啓発を図ったところでございます。重点施策として、ぽつ印で4項目を実施いたしました。

次に、中ほどの右側の小さな表になりますが、火災・救急・救助発生件数であります。火災は35件で前年より21件の減少、救急は4,330件で、58件の減少、救助件数は44件で9件の減少でございました。

次の表の消防職員の派遣研修人数でございますが、消防大学校主催の特別講習に派遣し、消防学校には初任科など、各専門教育に36名を派遣いたしました。その他研修では、救急救命士の養成に1名、九州地区警防実務研修に1名、ビデオ喉頭鏡による気管挿管研修に6名を初め、合計37名を派遣し、職員の資質向上を図ったところでございます。

その下の表でございますが、防災研修センター来館者でございます。平成30年度は6,175人の方が来館され、3月末までの累計は3万903人でございます。平成30年度は平成29年度に比べ、805人増加しておりますが、小学生を対象とした初期消火選手権など、来館者増を目指した企画などの成果だと考えております。また、防災研修センターへのイベントでは、市内業者に協賛を募り、参加賞等を配付しているところでございます。

近年の災害状況を考えますと、一人でも多くの市民に利用していただき、災害時において、自分の命は自分で守れる市民の養成が必要でありますことから、今後も防災研修センターの来館者をふやす方策を講じていきたいと考えております。

2の非常備消防体制の強化でございますが、消防団の災害現場等における安全管理体制の強化や活動環境の改善に向けた各施設、資機材の更新整備を行うほか、団員の資質向上のための各種研修への派遣や地域住民と一体となった防災環境づくりを目指しました。主な事業は、ぽつ印で7項目記載しておりますので、ごらんください。また、右下の小さな表でございますが、消防団員の派遣

研修につきましては、消防大学校の団長科に1名派遣し、県消防学校には16名派遣しております。また、本市独自の研修といたしまして、その他の研修として、消防団員研修等を実施しております。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）それでは、平成30年度薩摩川内市会計歳入歳出決算書を御準備いただき、まず初めに、歳出について御説明申し上げます。167ページをお開きください。

それでは、9款1項消防費1目常備消防費は、支出済額13億9,128万2,490円です。右側備考欄になりますが、常備消防一般管理費の事項で詳細につきましては、169ページの同じく右側備考欄で、主に職員156人分の給与費等のほか、消防局全般にわたる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費などがございます。

また、上から8番目に記載の賠償金につきましては、平成30年2月救助工作車が給油のため阿久根石油天大橋給油所に進入した際、救助工作車の上部に設置してありますボックスが給油所の照明装置と接触し、給油所の照明装置が破損したもので、過失割合6対4、消防局が照明装置の修理費6割を支払ったものでございます。なお、救助工作車に損害はありませんでした。賠償金につきましては、全国市有物件災害共済金の自動車損害共済災害共済金により全額補填されております。

続きまして、同じく備考欄の常備消防車両管理費の事項では、主に常備消防車両53台に対する車検整備29台及び法定点検46件、特殊車両であります大型高所放水車の保守点検整備業務委託料でございます。

なお、不用額について申し上げます。3節消防手当等の197万6,184円で、主に災害出動等に伴う時間外手当等の執行残でございます。

11節需用費95万3,653円は、主に燃料費の執行残です。

続きまして、2目非常備消防費は、支出済額1億9,036万5,109円です。右側備考欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項で、主に消防団員1,242名分の団員報酬、費用弁償等のほか、鹿児島県市町村総合事務組合消防補償等事業負担金、消防団員の退職報償金掛金の負担金などが主なものでございます。

また、非常備消防車両管理費の事項では、主に消防団関係の車両93台に係ります燃料費及び車検46台、法定点検38台など、修繕料並びに自動車損害保険料などがございます。

不用額について申し上げます。9節旅費の540万4,105円は、主に災害出動等に伴います消防団員に支払う費用弁償の執行残でございます。

また、11節需用費93万6,351円は主に燃料費の執行残です。

続きまして、3目常備消防施設費は、支出済額1,725万6,812円です。最下段の18節備品購入費では、3,466万8,000円の繰越明許費を設定いたしました。これは昨年11月12日に愛知県にお住まいの御夫妻から高規格救急自動車と高度救急用資機材の購入費用として御寄附を受けましたが、この救急車等の購入事業の完了が平成30年度の翌年となります本年の5月になったことから、繰り越したものでございます。備考欄になりますが、常備消防施設費では、中央消防署、南部分署の救急消毒室の工事設計業務を委託しておりまして、本年度、建築に取りかかっております。

また、常備消防車両等購入費の事項では、171ページをお開きいただき、右側備考欄の最上段になりますが、中央消防署指揮車、本部連絡車、本部資機材搬送車の更新整備を図ったところでございます。

続きまして、4目非常備消防施設費では、支出済額は1億4,541万5,461円です。右側備考欄になりますが、下甕南分団片之浦部（統合）車庫詰所の新築工事を行っております。そのほか、大馬越分団の車庫詰所新築工事に伴います設計業務委託料、それと、耐震性の防火水槽2基の新設工事などです。なお、大馬越分団車庫詰所については、本年度建設工事を実施いたします。

続きまして、同じく備考欄、非常備消防車両等購入費の事項では、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、緊急防災減災事業債等を活用し、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ普通積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車3台、小型動力ポンプ7台を更新整備したところです。

なお、以上説明申し上げました歳出執行に当た

りまして、50万円以上の節間流用はございませんでした。

次に、歳入について、申し上げます。

決算書の25ページをお開きください。14款使用料及び手数料1項使用料8目消防使用料では、収入未済はなく、消防局所管分は備考欄になりますが、行政財産使用料として九電、NTTの電柱の使用料です。金額は平成29年度と同額となります。

続きまして、29ページをお開きください。2項手数料8目消防手数料は調定額、収入済額240万9,750円でございます。平成29年度と比較して、42万6,020円の増となっております。備考欄になりますが、内訳は危険物の手数料161件、240万9,750円です。なお、平成29年度と比較して、危険物に関する申請件数の43件増により増額したものでございます。

続きまして、45ページになります。16款県支出金2項県補助金7目消防費補助金は、備考欄になりますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、それと石油貯蔵施設立地対策等交付金で、調定額及び収入済額は合計5,917万2,000円でございます。内訳としまして、特定離島ふるさとおこし推進事業では、下甌南分団片之浦部（統合）車庫詰所の新築工事、それと上甌地域に配備しております消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプミニ積載車1台を購入したものでございます。補助額は、4,932万8,000円、補助率は事業費の10分の8となっております。

続いて、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業では、小型動力ポンプ普通積載車2台と小型動力ポンプミニ積載車2台を購入したもので、交付金984万4,000円で、これは定額の交付金となっております。

続きまして、49ページになります。3項県委託金8目消防費委託金は、備考欄になりますが、権限委譲事務委託金で花火の打ち上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する委託金です。平成28年度中の煙火消費許可申請15件にかかる事務委託金となっております。調定額、収入済額は17万円です。なお、平成29年度の委託金と比較しますと、1万9,000円の減額となります。

同じく49ページ、17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入で消防局所管分は51ページの備考欄中ほどになりますが、貸家料自動販売機設置の4カ所分、110万3,053円でございます。

次は、53ページの2項財産売却収入で55ページ最上段をごらんいただき、備考欄になりますが、消防局所管分は水槽付き消防ポンプ自動車ほか12台の売却収入87万7,500円です。

続きまして、55ページの18款1項寄附金10目消防費寄附金で、消防局所管分としましては、先ほど御説明申し上げました高規格救急自動車、高度救急用資機材の購入費として御寄附を受けた3,466万8,000円でございます。

続いて、71ページをお開きください。21款諸収入5項4目雑入の消防局所管分は、右側備考欄5行目から横浜市消防局へ研修派遣しております職員の宿舍家賃収入までの6項目で、調定額及び収入済額は91万1,327円でございます。主なものとしましては、甌島地域の待機宿舍の5世帯分の実費徴収金、電気料と実費収入金でございます。

次に、財産に関する調書ですが、消防局所管分の消防施設については、361ページに記載してございます。御確認をお願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福元光一）2点だけ、お伺いいたします。工作車の賠償料の件、それをもう少し詳しく教えてください。それと、この貸家料というのは局の中に自動販売機なんかを置いてあると思うんですけど、これは年間の使用料が百何十万円ということで、それを詳しく教えてください。

○消防総務課長（田中清総）賠償金につきましては事故の概要ということでよろしいでしょうか。それとも、金額。概要のほうですかね。

[発言する者あり]

○消防総務課長（田中清総）事故の内容ですかね。

[発言する者あり]

○消防総務課長（田中清総）はい、わかりました。済みません。救助工作車が阿久根石油天大

橋給油所に進入して、給油する場所に停めようとした際に、工作車の上部にボックスをつけてあるんですが、その先端とスタンドの照明が引っかかって、向こうの照明が壊れてしまったというものでございます。これに伴いまして、割合を協議していただきまして、6対4となり、そのうち6割を消防が支払った。工作車につきましては、被害は全くございませんでした。賠償金につきましては、市有物件のほうで補填していただいております。貸家料につきましては、消防局にございます消防局庁舎、それから南部、東部、西部、こちらのほうに自動販売機を設置していただいております、この4カ所分、年間百十万円いくらでしたかねになります。その分の料金でございます。

○委員（福元光一）その賠償料6対4ということは、スタンドの照明器具は建築基準法に違反していたのか。そこが6対4という、そこをなぜ6対4にしたのか教えてください。

○消防局長（新盛和久）ガソリンスタンドというのは消防法で規制をしてございます。車が入るときには動線というふうに、車が入っていくところを、図面上審査をして許可を出すわけでありまして、今回、救助工作車が動線上に従って行ったときに、上部のほうに照明があったということでございます。それは、本来動線上にそういう障害物があつたらいけないということで、実際普通の車両であつたら10、ゼロでガソリンスタンドが悪いんだろうと思います。ただ、今回の場合には、消防法で規制をしてありますので、当然消防局側にも動線上にそういう障害物があつたという部分についての瑕疵があるんだろうということで。最初は向こうのほうで10対ゼロで言ってこられたんですが、それはやはり双方話をした結果、6対4の過失割合という部分で落ち着いたところでございます。

○委員（福元光一）今の説明を聞いておりますと、違法で照明をつけてあつたということですね。

○消防局長（新盛和久）ここは、最初に照明をつけられたときには、動線上に引っかからないところに照明をつけてあつたんですが、一部撤去をされて、照明のところが車が入ってくるラインと被ってしまったという非常に複雑なやつで、そこを検査のときに消防側としても動線上にそういう障害物があるというのを確認できなかったとい

う部分で、お互い瑕疵があるというふうにしたところでございます。

○委員（福元光一）消防局で油を入れるところは、ガソリンスタンドは限られておると思いますが、その後、ほかのスタンドもそういうところに当たるところにまた後からつけたとか、改築してなったとかということは検査をされましたか。

○消防局長（新盛和久）本来、危険物施設というのは許可物件でございまして、許可をするときにそういったものは全てチェックをいたします。今回のところは、許可をした後に、一部撤去された後に、そういう照明が障害物になったという部分でございまして、ほかのところは例えば照明をつけるとか、そういう部分も全て許可、あるいは軽微な工事届け出で消防局のほうに資料がくるようになっておりますので、そういう場所というのはほかにはないというふうに認識しております。

○委員（福元光一）許可をした後、つけられたということは、違法でつけられたということですね。

○消防局長（新盛和久）許可の段階では、照明設備自体は適法でありますけれども、その後に、その照明の下にある物件を撤去された結果、そこが動線に当たってしまつて、今回賠償責任に発展したわけでございますけれども。それが違法かといったら先ほど言いましたように、お互い消防の許可をする側にも問題があつたし、あるいは撤去された結果、本来動線上に障害物があること自体がおかしいという部分でございまして。違法かと言われると、違法なのかもしれませんけれども、その辺のところはよろしく願います。

○委員（福元光一）今度は貸家ってこれ言うんですかね。自動販売機1機当たり、料金が1年間に百何十万円ですか。

○消防総務課長（田中清総）これは4カ所分の合計が110万3,053円となります。

中央消防署が86万4,333円、東部消防署が11万1,000円。西部消防署が11万8,000円。南部分署が9,720円となっております。

○委員（川畑善照）救急消毒室増築工事設計業務委託で南部分署が出ているんですが、これはもう全て終わっていらっしゃるのか。それと関連して、あそこの敷地がだいぶ狭隘であろうかと思う

んですが、設備投資をどんどんされて狭あいなところを、例えば、いい場所に移転する場合の今後の考え方というのも兼ねて。どんどんどんどん設備投資をされても、すごく狭いと思うんですけれども。分署としては、世帯数を考えたときに。どのような状況でしょうか。

○消防総務課長（田中清総） 南部分署のまず救急消毒の工事ですが、こちらのほうは今、取りかかったところで、今年度中の完了を見込んでおります。

○消防局長（新盛和久） 南部分署が狭あいであって、移転計画がないかというような御質問だと思いますけれども、南部分署につきましては、平成4年につくったものでございまして、まだほかの施設に比べて新しいという部分がございます。そして、今片番10名と9名おりまして、仮眠室等も整備されておまして、仮眠室等については問題ないというふうに考えておりますが、今、高所放水車がありまして、高所放水車の訓練をする場所がございません。訓練する場合には、非番の職員が中央消防署に持ってきて、車両の訓練をやっているというふうになりまして、今おっしゃったように敷地全体が狭いので、訓練施設については少し問題があるかなというふうに思いますけれども、現状において移転をするとかそういった部分について、検討してはおりません。

○委員（永山伸一） 常備消防費の業務委託の関係です。消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託ほか17件、合計18件で、6,600万円からなんです。主なのが2件、今そのデジタルとあと指令センター。この2件で約5,600万円なんですね。必要な経費だというふうには思っています。ただ、器具は全部設置したときが1番よくて、経年劣化とはいいいませんが、最新鋭の器具ではあるんでしょうけど。これを10年払っていけば、5億円、6億円の業務委託ということで。契約時での事項でもあるかもしれませんが、ここら辺、業務委託を出す際に金銭的な部分、減額ができるものなのか、あるいはそこら辺の状態、金額はあまりにもこう、2件で大きいという部分があつて。機械が本当に非常にいい機械ですので、そんなふうにするんだろうなという予算の段階、契約の段階ではもう当然だろうなというふうに思うんですけれども。この業務委託が年

間やはり次の更新までずっとこの金額でいかざるを得ないのか。それとも、減額という方向性も見いだせるのか、そこら辺を少し教えてください。

○消防局長（新盛和久） デジタル無線と高機能指令センターの委託料、維持管理費でございますけれども、確かに5,600万円というふうにかなり高額になっております。これは、いろいろ精査した結果、この金額になっているんですが、ほかの消防本部、一昨日、指令台の共同化の勉強会をいたしました。そのときに、総務省消防庁の職員1名とあと先進地、これは富山県の職員が1名来まして、いろいろ勉強をさせていただきました。その中で、富山県のほうが、この金額が、維持管理費が妥当かどうかという部分をコンサルに委託として出しているというふうな話を聞きました。コンサルに出す委託料が100万円か200万円というような話をされておりましたので、実際にメーカーが言う金額が妥当かどうかという部分は、我々もそういった高度な専門知識は持ち合わせておりませんので、今後コンサル等も入れながら、この金額がやはり少しでも少なくなるような努力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員（永山伸一） よかったです。そこを何らかの方法はないのかな、研究してほしいということをお願いしたんですけど、今、そういうふうにもう事前にされているということですので、ぜひ次年度に向けてはそういう。それはまた大きな業務委託をする際の細かい部分の精査ということでは必要なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

以上で、消防総務課の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

初めに、水道管理課及び水道工務課に係る決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（新屋義文） それでは、水道管理課及び水道工務課の決算の概要について、御説明いたします。決算附属書の169ページをお開きください。

まず、一般会計についてであります。簡易水道事業及び温泉給湯事業に対しまして、操出金として、また水道事業に対しましては、負担金、補助金及び出資金として、3事業合計で1億7,234万円を支出いたしました。

次に、開けていただき170ページでございますが、旧工業用水道施設等の維持管理につきましては、平成25年度をもって廃止した旧工業用水道事業の施設及び無償貸与している樋脇町市比野の下之湯が入ります旧総合休養会館につきまして、適正な維持管理に努めました。

次に、171ページの簡易水道事業特別会計でございます。簡易水道事業では、甑島における安全で安定した水利用の確保のため、適正な維持管理を行うとともに、基幹改良補助金及び特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用し、上甑島では、里町里及び上甑町小島地区で、下甑島では鹿島及び下甑町長浜地区において老朽管の布設替工事を実施したところでございます。

次に、その下、温泉給湯事業特別会計でございますが、同事業では樋脇、入来、及び祁答院地域の分湯施設の適正な維持管理に努めるとともに、指定管理者による入来温泉湯之山館の運営を行ったところでございます。

また、樋脇地域においては、配湯管の布設替え工事を行い、分湯の安定供給に努めたところでございます。

次に、水道事業の決算の概要について説明いたします。別冊となっております平成30年度薩摩川内市水道事業会計決算書を御準備いただき、10ページをお開きください。本会議でも若干説明をいたしましたが、改めて説明いたします。

1の概況の（1）総括事項のうち、イの業務量の項ですが、平成30年度末における給水件数は4万2,732件で、前年度比434件の増、また給水人口は8万7,706人で、前年度比657人の減となりました。給水件数は新築住宅やアパート等の建築増等により、平成29年度に引き続き増加いたしました。給水人口は人口減少等の影響を受け、減少をいたしております。な

お、総有収水量は921万7,598立方メートルで、給水人口の減少等を受け、前年度比0.48ポイントの減少となり、有収率は90.40%で前年度と同じでございました。

次に、ロの建設改良事業につきましては、料金改定時に策定しました水道施設事業計画に基づき、主に配水管布設替工事等を実施し、6億8,478万6,900円を支出したところでございます。

次に、ハの経営状況でございますが、営業収益は1行目の後半でございます。前年度比1,020万4,196円。率にして、0.62%増の16億4,520万103円でございます。一方、営業費用は次の段落でございます。前年度比279万4,764円減の13億6,096万4,528円であり、その結果、差引営業利益は前年度比1,299万8,960円増の2億8,423万5,575円となりました。

次に、営業外収益は、前年度比655万7,108円減の1億6,653万8,485円、営業外費用は、前年度比600万9,701円減の8,206万7,559円で営業利益から営業外収支を加減した経常利益は前年度比1,245万1,553円増の3億6,870万6,501円となったところでございます。これに、特別損失44万9,380円を減じ、当年度純利益は前年度比1,201万1,403円増の3億6,825万7,121円となりました。

以上が、平成30年度の水道事業の事業概況でございますが、更新時期を迎える水道施設について、耐震性等を考慮した計画的な更新整備を行い、平成28年度末に13.1%でありました基幹管路の耐震適合率は平成30年度末で17.9%となりました。この耐震適合率につきましては、平成29年度の全国平均が39.3%、鹿児島県が平均22.4%でございますので、本市平成29年度が15.8%でございましたので、かなり低い状況でございます。しかしながら、本市の耐震適合率の上昇率は、平成28、平成29年度の2年間で4.8%、年平均にしますと2.4%でございますが、全国平均の平成29年度までの3年間の年平均上昇率は1.1%、鹿児島県ではマイナス0.27%でございますので、本市としましては、老朽管の布設替工事を積極的に実施さ

せていただいているところでございます。

今後も、投資更新事業を実施しつつ、効率的な維持管理、民間への業務委託などによる経費の削減を進めていくとともに、アセットマネジメントに基づく投資更新計画とそれを実行するための財政計画からなる経営戦略の策定に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら、市民の皆さまに安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

○委員長（中島由美子） 次に、一般会計歳入歳出決算中、水道管理課及び水道工務課分の決算内容について、当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、議案第105号薩摩川内市一般会計決算のうち、水道管理課、水道工務課分について、説明いたします。水道管理課と水道工務課両課の所管であります。説明は水道管理課で一括説明、質問につきましては、所管課で答弁することであらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、歳出から説明いたします。

一般会計決算書の85ページをお開きください。2款1項5目財産管理費のうち、水道工務課分は備考欄のとおり、旧工業用水水源地及び浄水場除草業務委託です。

135ページをお開きください。4款3項1目水道費は備考欄のとおり、簡易水道事業及び温泉給湯事業特別会計への繰出金と平成30年度に新設した飲用井戸等整備支援事業の補助金ですが、実績がなく、執行はありませんでした。

201ページをお開きください。13款2項1目公営企業費は水道事業会計への負担金、補助金、出資金であります。

続きまして、歳入について、説明いたしますので、前に戻っていただきまして、51ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、水道工務課分は備考欄中段より下方にあります旧工業用水事業跡地及び樋脇町の下之湯公衆浴場における電柱の土地貸付収入です。

○委員長（中島由美子） ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 飲用井戸等のこの整備支援事業については、平成30年度に予算計上を

されまして、150万円の一般会計からの計上をされたところでしたけれども、これ当然、予算を計上する際にそういった見込みがあることを前提に計上されておられたと思いますけれども、結果、この決算ではその実績がないという御報告でしたが、この理由についてお尋ねしたいと思います。

○水道管理課長（草留隆志） 実際、水道の未整備区域からの申請があるものというもので、5件の150万円の申請をしたところでございますけれども、平成30年度につきましては、申請がありませんでした。平成31年度、令和元年度につきましては、実績としましては1件、もう申請がございまして、補助金を支出したところでございます。広報紙、ホームページで一応周知をしながら、それから未整備地区区域であります陽成と吉川と八幡、これはコミセンにもチラシを配布して、周知を図っております。また、ことし上下水道技術研修会というのが、業者の方に対しての説明会があるんですけれども、この中でもこういう補助金がありますよということを周知しまして、1件でも多く、周知が図られるように努めているところでございます。

○委員（成川幸太郎） 先ほど説明がありました配水管布設替工事等の件ですけども、これ先ほど局長からありましたように、水道料金値上げして、10年間で7億5,000万円ずつ使ってやっていくということで、6億8,478万円しか去年執行されなかったということは、予定どおり10年間で布設替えは終わるようになっているんですか。

○委員長（中島由美子） 一般会計のところですよ。

○委員（成川幸太郎） あ、特別会計の分だった。済みません。

○委員長（中島由美子） いいですか。では、また後で。

○委員（福元光一） 老朽管と新しいのに布設替えをされるんですけど、まず一つ、同じ径に変えられるのか。

○委員長（中島由美子） それ今。特別会計。あとで。

後でまた。済みません。では、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第１０６号 決算の認定について
（平成３０年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第１０６号決算の認定について（平成３０年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第１０６号平成３０年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計決算につきまして、説明いたします。

それでは、歳出から説明いたします。

決算書の２１２ページをお開きください。１款１項１目一般管理費は甕島地域の簡易水道事業施設の管理運営に要する経費で、支出済額１億２,４４５万５,８６２円であります。支出の主なものについて、備考欄で説明いたします。水道管理課、水道工務課２課分であります。水道管理課分につきましては、ＩＰＫ企業会計システム簡易水道事業特別会計法適化対応に係るシステム改修業務委託ほか１２件の委託料が主なものであります。水道工務課分につきましては、下甕の水道業務作業嘱託員一人の報酬、職員５人の給与費、上甕地区水道施設管理業務委託ほか２２件の委託料、浦内浄水場自家発電機取替工事ほか１件の工事請負費であります。また、公用車１台の備品を購入しております。

次に、２款１項１目施設整備費は支出済額１億９００万１,６６０円であります。支出の主なものについて、備考欄で説明いたします。上甕島簡易水道建設事業費では、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用した小島地区導水管布設替工事ほか１件であります。下甕島簡易水道建設事業費は国庫補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用した長浜地区配水管布設替等詳細設計業務委託ほか３件、芦浜地区配水管布設替工事ほか６件であります。

３款１項１目元金は支出済額７,９０９万１,２８３円であります。２目利子は支出済額１,４８９万１,８２６円であります。

２１４ページをお開きください。５款１項１目予備費につきましては、予備費充用の事態が生じず、このまま不用額といたしました。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、５０万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。別冊の議会資料５０万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

議会資料の５ページをごらんください。水道工務課における５０万円以上の節間流用は４３番と４４番の２件であります。それぞれ説明いたしますと、４３番は下甕町芦浜地区配水管布設替工事の処理費が増となり、工事請負費が不足したため、記載のとおり、６７万３,０００円を予算流用し、執行したものであります。４４番は中甕配水池の配水流量計を早急に修繕する必要が生じたため、記載のとおり、１９３万８,０００円を予算流用し、執行したものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただきまして、２０８ページをお開きください。

１款１項１目水道使用料の１節給水使用料は甕島地域簡易水道現年度分の水道使用料で調定額１億７６０万５５０円、収入済額１億７０８万４,７６０円で、収入未済額は５１万５,７９０円であります。２節給水負担金は、調定額、収入済額ともに１６６万６,３３０円で、収入未済額はありません。

４節給水使用料滞納繰越分は調定額９２万３,３２０円に対し、収入済額２１万５,２５０円、不納欠損額８万９,７２０円で、収入未済額は６１万８,３５０円となっております。

３款国庫支出金、１項１目１節簡易水道事業の収入済額３,１８５万円は、水道施設等耐震化事業で下甕町、長浜地区、及び芦浜地区、鹿島町、蘭牟田の配水管布設替えに係る生活基盤施設耐震化等補助金であります。

４款県支出金１項１目１節簡易水道事業補助金の収入済額２,７１８万円は里町里地区配水管布設替え、上甕町小島地区導水管布設替、下甕町芦浜地区飲用水施設整備に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

6 款繰入金 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 1 億 1,085 万 7,000 円は施設整備費管理運営費に不足する財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

7 款繰越金 1 項 1 目 1 節前年度繰越金は 1,498 万 5,104 円であります。

210 ページをお開きください。8 款諸収入 2 項 1 目 1 節雑入は、収入済額 237 万 3,676 円で、主なものは備考欄記載のとおり、移転補償費等であります。

9 款市債 1 項 1 目 1 節簡易水道事業債及び 2 節辺地事業債は収入済額 4,650 万円で、甌島地域の補助事業実施に伴うものであります。

216 ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。歳入総額 3 億 4,294 万 9,000 円、歳出総額 3 億 2,745 万 1,000 円、歳入歳出差引額 1,549 万 8,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も 1,549 万 8,000 円であります。

次に、財産に関する調書にて説明いたしますので、財産に関する調書の 361 ページをお開きください。

行政財産の下の方、簡易水道施設について、決算年度中、増減はありませんでした。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、収入のところ、給水使用料の収入未済額が 51 万 5,790 円で滞納繰越分が 92 万 3,000 円で、この収入未済額が 61 万 8,000 円なんです、来年度の滞納繰越分というのは、これにまた 51 万 5,000 円が足されてふえるという捉え方をしているんですか。

○水道管理課長（草留隆志）滞納繰越分が 61 万 8,350 円、現年度の給水使用料が 51 万 5,790 円でございますので、この合計額が未納になっておりますので、この分が来年度の未納額、滞納分になります。

○委員（成川幸太郎）この簡易水道で、狭い範囲の中で、これがどんどんふえていく要因というのと、また不納欠損で繰越分を 8 万 9,720 円計上をされてはいますが、この

不納欠損にいたった理由と、後の未済額を減らす対策というのをちょっと教えていただけますか。

○水道管理課長（草留隆志）簡易水道事業につきましては、甌島地域の事業でございまして、甌島地域だけが今、簡易水道事業になっております。甌島地域につきましては、職員が滞納整理に努めておりまして、各戸訪問とか、電話で滞納の整理をお願いしているところでございます。本庁のほうと連携を取り合いながら、滞納額が少しでも減るように努めているところでございます。不納欠損額につきましては、内訳としましては、上甌島分が 6 万 8,530 円、下甌島分が 2 万 1,190 円ということで、内容としましては、死亡の方、所在不明の方、この方について不納欠損をしている状況でございます。

○委員（成川幸太郎）昨年度が 51 万 5,000 円未済があるわけですから、これがこのままずっとふえていくと、また民営としてはおかしいことになるので、ぜひ収入未済が少なくなるような。職員だけではおそらく本庁が助けてあげないとうまいかないのではないかと。ぜひ、これが少なくなるような対策を進めていただくようお願いをします。

○水道管理課長（草留隆志）滞納対策につきましては、甌なので、なかなか本庁から行って、滞納のほうの整理をするというのは難しい面もございしますが、連絡を取りながら、少しでも減るように努力を続けていきたいというふうに考えております。

○委員（川畑善照）関連ですけれども、少子高齢化で滞納の分析をされたことはあるんでしょうか。今後、人口減が甌の場合、特に高齢者率が高いと思うんですけれども、そうなったときに費用対効果となりますか、投資はされるんですけど、結果的にこの亡くなられた場合に、この回収率というか。そういうところも大変だと思うんですが。そういう点をどのようにお考えなのかなと思いますが、いかがでしょう。

○水道管理課長（草留隆志）甌の場合につきましては、地域が結構狭いものですから、結構みんな顔見知りとか知り合いの方がいらっしゃる、ここの滞納額については、個人個人の滞納額の積み上げということで、大きなホテルとか旅館とかそういうところが、大口滞納というのはご

ざいせんけれど、毎年毎年そういう個人の方が滞納されて、納めていらっしゃる方については減っていきますけれども、ちょっとお金がない方についてはふえていきます。その高齢者の方の分析とかっていうのは、なかなかそこまではできていないんですけど、死亡された方で、子どもさんがいらっしゃる方であれば、その子どもさんの方に滞納整理の方で、滞納整理を収納をお願いするということはおやっておりますので。どうしても死亡されて、子どもさんもないと。親戚も誰も納めてくれる方がいない方については、不納欠損という形で今後もしていかないといけないのかなというふうには考えているところです。

○委員（川畑善照）ぜひ、人の1番安心安全な水の供給というのは大事な問題ですけれども、やはり今後の状況を見ながら、できるだけ不納欠損がないように努めていただきたいと思います。

○水道管理課長（草留隆志）先ほどの回答と同じですけど、一生懸命滞納整理に努めていきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第107号 決算の認定について
（平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第107号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第107号平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計決算について、説明いたします。

歳出から説明いたします。

決算書の225ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は樋脇、入来、祁答院の温泉事業施設の管理運営に要する経費であり、支出済額3,826万173円であります。主な支出内容を備考欄で説明いたします。水道管理課、水道工務課、両課の所管であります。水道管理課分はお客様センターへの窓口等関連業務委託が主なものであります。水道工務課分は職員一人分の給与費、市比野地区配湯菅布設替工事ほか、1件の工事請負費、温泉用泉源ポンプ1台ほか7件の備品購入が主なものであります。

5款1項1目予備費予算現額100万円は、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額いたしました。

続きまして、歳入について、説明いたしますので、221ページをお開きください。

歳入の主なものを説明します。1款使用料及び手数料1項2目分湯使用料は、1節が現年度分の分湯使用料、2節が滞納繰越分で、現年度分、滞納分、合計で調定額3,340万6,870円、収入済額は3,250万7,410円で、収入未済額が89万9,460円であります。

3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金は収入済額841万9,000円であります。4款繰越金1項1目1節前年度繰越金は、収入済額468万6,675円であります。

5款諸収入3項1目雑入は収入済額42万2,766円で、備考欄のとおり、消費税及び地方消費税還付金、原子力立地給付金が主なものであります。

227ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額4,606万3,000円、歳出総額3,826万円、歳入歳出差引額780万3,000円で、翌年度へ繰り越す財源はありませんでしたので、実質収支額も780万

円3,000円であります。

次に、財産に関する調書について、説明いたしますので、362ページをお開きください。

(4) 物件の表のうち、普通財産の温泉権の決算年度中現在高4カ所のうち、水道局分は黒木温泉の1カ所です。行政財産の温泉権の決算年度末現在高18カ所のうち、温泉給湯事業分は17カ所となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）以前も聞いたことがあると思うんですが、この分湯使用料ですね、水道と違って、生活に直轄はしていないわけで、滞納者については、ある程度の制限を加えていいんじゃないかなというのを前もちょっと言ったような気がするんですが。そこら辺はどのように御検討されていますか。

○水道管理課長（草留隆志）分湯料金を滞納される方につきましては、水道料金も滞納されている方なんです。温泉のほうの温泉停止というのはやっていないんですけれども、滞納があれば水道のほうの停止をやるという形で今、収納のほうに努めている状況でございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）済みません、今のことなんですけれども、減免という制度はあるんですか。

○水道管理課長（草留隆志）水道につきましては、漏水減免という減免はあるんですけれども、温泉につきましては、減免というのはやっていないところです。

○委員長（中島由美子）では、ほかにないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めま

す。採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第119号 剰余金処分及び決算の認定について（平成30年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成30年度薩摩川内市水道事業会計決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第119号剰余金処分及び決算の認定について（平成30年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成30年度薩摩川内市水道事業会計決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第119号剰余金処分及び決算の認定について、説明いたしますので、別冊となっております水道事業会計決算書の1ページをお開きください。水道事業決算報告書の収益的収支及び資本的収支の予算、決算の状況について、説明いたします。

まず、(1) 収益的収支の収入において、予算額合計18億8,592万1,000円に対し、決算額19億4,190万9,400円、収益的収支の支出において、予算額合計15億9,199万2,000円に対し、決算額15億1,863万8,512円となっております。(2) 資本的収支の収入において、予算額合計3億7,346万円に対し、決算額3億6,677万6,600円、資本的収支の支出において、予算額合計12億2,253万6,000円に対し、決算額11億7,268万5,101円となっております。また、資本的収支で不足する額、8億590万8,501円は、下段の表の下に記載してありますように各財源で補填しております。

3ページと4ページは平成30年度の損益計算書ですが、局長の概要説明と重複しますので、ここの説明は省略いたします。

5ページをお開きください。剰余金計算書から本年度増減のあった科目について、説明いたしま

す。

上の表の下のほう、当年度変動額の欄になります。減債積立金2億6,526万6,000円を取り崩し、未処分利益剰余金では、減債積立金2億6,526万6,000円と、当年度純利益3億6,825万7,121円が増加しております。当年度末未処分利益剰余金合計6億3,352万3,121円となりますが、この未処分利益剰余金を議会の議決を得て処分するものであります。

下の表が平成30年度薩摩川内市水道事業剰余金処分計算書（案）になります。平成30年度末の未処分利益剰余金を自己資本金への組み入れ、減債積立金への積立として処分するものであります。御承認方、よろしくお願いいたします。

7ページをお開きください。平成30年度貸借対照表について、説明いたします。

1、固定資産のうち、（1）有形固定資産につきましては、後ほど有形固定資産明細書で説明いたしますが、平成30年での建設改良費で取得した固定資産を科目別に計上しております。（2）無形固定資産は電話加入権、水利権であります。以上、固定資産合計166億1,714万8,027円であります。

2、流動資産は現金預金ほか合計で14億7,511万314円であります。固定資産と流動資産合計で180億9,225万8,341円であります。

8ページになります。3、固定負債は（1）企業債から、（3）引当金までの合計44億5,755万6,808円。

4、流動負債は、（1）企業債から（5）その他流動負債までの合計7億1,217万7,803円。

5、繰延収益は（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額で、繰延収益合計24億7,009万7,804円となり、負債合計で76億3,983万2,415円であります。

9ページになります。6、資本金は、（1）自己資本金で、93億3,350万6,008円であります。

7、剰余金は、（1）資本剰余金、（2）利益剰余金で合計11億1,891万9,918円であります。資本金、剰余金の資本合計で104億5,242万5,926円となり、資産合計と負債、

資本合計とも180億9,225万8,341円であります。

10ページをお開きください。平成30年度の事業報告書であります。概況につきましては、局長が説明いたしましたので、12ページ、職員に関する事項につきまして、説明いたします。平成30年度末の職員数は水道管理課、水道工務課を合わせ28人で、前年度と比較して二人減となっております。これは、職員の退職等による欠員があったためでございます。また、水道事業支弁職員は損益勘定支弁職員が22人、資本勘定支弁職員が3人で、前年度と比較して一人減となっております。これは、職員の退職があったためでございます。

13ページから17ページは改良事業等であります。配水管布設替事業等の件数62件で、6億8,478万6,900円であります。

次の18ページ、業務量を給水人口から有収率までを示してあります。有収率につきましては、90.4%で、前年度と同率です。また、下段は供給単価、給水原価を示しています。

次に、20ページをお開きください。4、会計の（2）企業債の状況ですが、本年度の借入額3億3,060万円、償還額4億1,576万2,329円で、その結果、当年度末企業債残高47億6,057万5,554円となり、前年度より8,516万2,329円の減となりました。

21ページは消費税の経理処理方法を記載してあります。

22ページになります。キャッシュ・フロー計算書であります。1年間の現金収支を性質別に記載したものであります。1、業務活動によるキャッシュ・フローは、予算第3条収益的収支にかかる現金の増減であります。2、投資活動によるキャッシュ・フローと、3、財務活動によるキャッシュ・フローは、予算第4条資本的収支にかかる現金の増減であります。本年度の資本増加額が2億8,675万4,753円となり、前年度からの繰越現金と合わせ、資金期末残高が13億8,998万6,841円の残高となっております。

また、この資金残高が7ページ、貸借対照表の現金預金と一致するものであります。

23ページから26ページまで、収益的収支及び資本的収支明細書であります。

27ページをお開きください。(1)有形固定資産明細書であります。1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。④の年度末現在高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高がそれぞれ7ページの貸借対照表の有形固定資産と一致するものであります。(2)無形固定資産の水利権につきましては、川内川水利申請に係る委託料を計上してあります。

29ページから38ページが地域別の企業債明細書であります。39ページと40ページは注記表になっております。

○委員長(中島由美子)ただいま、当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(成川幸太郎)先ほどは失礼いたしました。

先ほどちょっと言いましたけども、年間7億5,000万円で配水管の布設取替工事を行っていくということでしたけども。平成30年度は6億8,000万円しか使われていないということなんですけども。当初予定の10年間で、この布設替えは終了する計画で進んでいるのでしょうか。

○水道工務課長(四元新一)まず、年間7億5,000万円という中で、その中でも、工事請負費とあと委託費、あと材料支出という形で、それを合わせた形で7億5,000万円ということでございます。ちなみに、平成30年度におきましては、工事請負費の予算額としましては、7億667万円、委託料が4,033万円、材料支出が300万円というのを合わせまして、7億5,000万円ということです。7億600万円に対して、先ほどの額で決算しておりますが、これらについては、執行残であったりとか、その辺で残となっておりますが、計画的に10カ年でこの老朽化の布設替えというのは全て終わりません。10カ年経てば、今30年経っているのが40年経過しているということで、半永久的にこの老朽管布設替えについては、続いていくものと思われまます。だから、要は、危険率、老朽化した要は40年過ぎた管をいち早く布設替えすることで、安心安全ということになりますので、当然その布設替えにあわせて耐震化を図ってまいりますので、1回、更新することで、耐用年数、今、法定では

40年ではございますが、今、実際60年とかそういうふうに使われています。要は、昔と違って管材がよくなってきておりますので、そういった形で実質年数も延びていきますので、そこらを考慮した形で、この10年間の計画が終わりましたら、さらにまた次の10年間ということは当然計画をしていかないといけないと思いますので、それらはしっかりとそういったところを考慮しながら、優先すべきところを優先しながら、耐震化を含めて更新計画をまた立てていきたいというふうには考えております。

○委員(成川幸太郎)考えれば、なかなか複雑になっていくんですけど。でも、当初予定された10年間の分に対しては、そう大した遅れはないという捉え方をしてよろしいですか。

○水道工務課長(四元新一)当初10カ年計画の中で、今平成28年度から今年度で4年目となりますが、計画はほぼ計画どおり進んでいるところでございます。

○委員(福元光一)老朽管を布設替え、新しいのかえるんですけど、同じ径に変えられるんですかね。まず、その1点を。

○水道工務課長(四元新一)当然、布設替えをする場合、現状を把握した上での管口径の決定ということになりまして、変な言い方、ちょっと田舎のほうに行きまして、人家等も減ってきていると。でも、1軒2軒まだあると。これはとめるわけにはいきませんので、そうしたときは、ダウンサイジングといいまして、管口径を小さくします。だから、更新にあわせてそこは考慮しながら。逆に、ちょっと現状で水圧が低かったり、水量が足りないなど。新興住宅街になってきたなというようなところにつきましては、アップする場合があります。そういった形で、現状に合わせた形で、管種、管径というのは決定してっております。

○委員(福元光一)先ほどから出ているんですけど、水道料金の滞納、そういうところは、まず考えられるところから訪問して回収に行くという考えもあるんですけど、無理なところ、どうしても回収ができないようなところは、今度は設備投資を、やはり先ほど課長が言われたように、現状にあわせて設備投資を削っていくという考えもこれから必要ではないかと思うんです。ただ、回収に行くという、それだけじゃなくて、こっちも

やはり企業努力をして、やっていかないと、この7億幾らも設備投資をして、回収ができないということは、それこそ民間企業でいったら赤字経営になっていくわけですから。本当で言葉で言うと、取り立てってということになるようなことになっていかないと会社ってというのはなっていないわけですから。この水道事業の場合は、やはり企業努力をして、現状にあわせて経営を小さくしたり、そしてまた人口がどんどんふえるところは大きくしないといけないわけですけど。やはり令和20年度ぐらいになると、もう人口がすごく少なくなっていくわけですから、経営が必要、ちょっと言うたらなんですけど、末端のほうに行くと、やはり小さいのでいいんじゃないかと思うんですけど、そういう努力をしていただきたいと思うんですけど。そういう課長の答弁としては、そういうふうに行っているということなんですけど、もう少し詳しく。

○水道工務課長（四元新一） 確かに、今、おっしゃられたとおり、今後、少子高齢化、人口はもう既に減少してまいります。当然、料金収入というのは、減少していくということで、これは全国的な事象なんですけど、そうする場合、やっぱり歳出をいかに抑えていくか、経費節減を図っていくかというのが、当然企業経営の理念になってくると思いますので。そこは、我々職員としては、十分承知した上で、先ほども言いましたとおり、更新計画にあわせて、管路、あるいは施設、そういったところはしっかり検討を重ねて、ダウンサイジングを図りながら。当然、ダウンサイジングを図れば、施設等も図れば、光熱水費も当然また少なくなりますし、そういうところはしっかりと考慮しながら、今後の計画進めてまいりたいというふうに考えております。

○水道局長（新屋義文） 先ほど課長が説明したとおりの対応をしていきたいと思いますが、委員のほうから、滞納者との関係で、おっしゃったんですが、福祉的な水道もございます、企業の性格もございますが、やはり、そこを一つの課に滞納者だけがぶら下がっているわけではございませんので、皆さんに等しく、また安定的に供給できるような形の整備をしていくということで、御理解いただきたいと思います。

○委員（新原春二） 先ほどから高齢化によって、

空き家がだいぶふえてくるという推移もあるわけですけども。もう引込線については市有物ですので、問題ないんですが、山間部における空き家が発生した場合、これより先には人家もないし、住む可能性もないという状況が、おそらく近い将来発生するだろうと思うんですけども。そうした場合の、本管のあり方をどう考えていらっしゃるのか。山間部で必要なのは撤収をするのか、そのまま放置をするのか、そこら辺の水道局としての考えは、今、検討されていないんですか。

○水道工務課長（四元新一） 確かに、東郷町の藤川の津田部落みたいな感じで、集落自体がなくなったりという。あるいは、こちらでも、郊外に行きますと、結構やっぱりそういうのがあって、空き家がふえてきているところはあります。我々の水道法上は、1軒でも給水している家があれば、当然それには供給してやらないといけないというのがございまして、全くなくなれば、当然、本管自体は、今は実際、埋設管はそれが廃止したからといって、掘り上げてはおりません。でも、そこには当然、パルプなり何かとめるものを措置してもうそこで止めてしまうと。もうそれから先に行かないようにするというような措置は取っていくつもりであります。だから、1軒でもっていうのがちょっと引っかかる。1軒、2軒あって、あと、かなりやっぱり長くあって、また1軒ぽつんと、そういうところはなかなか難しいところではございますが、当然給水1軒あれば、我々としても供給せざるを得ないという状況があります。全くなくなれば、本管のほうも廃止していくつもりではあります。

○委員（新原春二） よくわかりました。水が通っていないと、使っていないと、その管自体も腐食が速いというふうに思いますので。将来的にそういうようなものは、数は少ないんでしょうけども、漏水対策としてやっぱりそういうものも考えていかないといけないということで、これから先は何もない、もう家も建つ可能性もないというような状況が判断をされたら、そこら辺の処理をきちんとやっていただきたいというふうに思います。意見です。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認め

ます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 先ほどの続きなんですけど、滞納によって、とめる場合があるという話なんです。悪質な滞納の場合というのと、それから、貧困であるという場合というのがあって、そうですね。自治体によっては、高齢者の世帯構成全員が70歳以上のところは減額をすとか、そんなところもあるんですよね。だから、やっぱりそういう貧困の家庭について、ないところからお金とはれない。しかし、水道というのはライフラインですから、とめてしまうと、あるいは最悪の場合も考えられるわけですので、その辺のことは、どうお考えなんでしょうか。

○水道管理課長（草留隆志） 滞納をしていらっしゃる方は、おっしゃったように、お金があっても納めない方もいらっしゃる、お金がなくて納められない方もいらっしゃいます。停水という言葉で言いますが、実質的には停水の前に各戸訪問して、その方とお話をして、どういう生活状況であるかというのは、十分把握して、停水に至るまでの準備はしているところです。お金がなくて、貧困家庭でというところは、減免とかそういうのはないんですけども、分納という形で水道料金を2カ月に1回分納で水道料金はいくんですけども、それを毎月少しずつでも納めてもらって、過去の分の滞納額を減らしていただくというような措置をとって、その方たちが水がなくて、飲めなくて、病気になったとか最悪な状態があるような事態は避けるようにはしているところです。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて、採決を行います。

まず、本案のうち平成30年度薩摩川内市水道

事業剰余金処分について、採決します。本剰余金処分を、原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。

よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成30年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について (平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（新屋義文） それでは、下水道課の決算の概要について、説明いたします。

決算付属書の172ページをごらんください。

まず、一般会計についてでございます。1の地域下水処理事業では、下の表にありますとおり、永利処理区及び鹿島処理区の地域下水処理施設の維持管理を行いました。説明文の三つ目のぼつに記載しておりますが、平成30年度は地域下水処理事業について、公営企業会計化業務委託として、移行のための準備事務であります固定資産評価を行ったところであります。

なお、地域下水処理事業の公営企業会計への移

行につきましては、鹿島、永利の両施設とも浄化センター等が老朽化していることから、改築に関する検討のほか、他の処理区との統合に関する検討に時間を要することから、来年４月に公営企業会計への移行はせず、一般会計のまま運営することとしたところです。

次に、１７３ページをごらんください。２の小型合併処理浄化槽整備補助事業につきましては、アの補助基数等の表の２列目にありますとおり、平成３０年度は３８９基の設置に対し、補助金を交付したところでございます。

次に、開けていただき、１７４ページ、３の特別会計への繰出金につきましては、主に施設整備に係る地方債の元金及び利子償還に係る経費として、四つの特別会計に対し、支出いたしました。

次に、その下、４の雨水ポンプ事業は公共下水道の供用区域外に設置しております中郷及び平佐ポンプ場の維持管理経費であり、大雨等の災害時に問題なく運転できるよう適正な管理を行いました。

次に、１７５ページでございますが、５の都市下水路事業は、公共下水道の供用区域外にございます表に記載の四つの都市下水路の維持管理を行ったところであり、その下、６の下水道管理費では、下水道事業の実施に伴います一般職員９名の給与費等の支出のほか、説明文の二つ目のぼつ及び下の表にありますとおり、既存の専用住宅から下水道への接続に対し、２１件の公共下水道等接続補助金を交付したところでございます。

次に、開けていただき、１７６ページをごらんください。公共下水道事業特別会計についてであります。

まず、１の公共下水道処理施設管理では、次の１７７ページの表にありますとおり、川内処理区と上甕処理区にかかる処理施設のほか、１７６ページ下の表にあります向田ポンプ場の維持管理を行ったところであり、１７６ページの説明文の三つ目のぼつにありますとおり、川内処理区及び上甕処理区の下水処理施設の維持管理に係る包括的民間委託のほか、四つ目のぼつに記載のとおり、公営企業会計化業務として、固定資産評価を行ったところでございます。

なお、この後、固定資産評価につきましては、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽

事業においても行っております。

次に、開けていただき１７８ページをごらんください。２の公共下水道整備につきましては、二つ目のぼつに記載のとおり、川内処理区のうち平佐第２地区では管渠整備、舗装復旧工事を、宮里浄化センターではポンプ棟及び水処理施設建設工事を、上甕処理区では中甕中野浄化センターの長寿命化対策工事を、長浜地区では污水管詳細設計業務委託、浄化センター実施設計委託及び管渠整備を行ったところでございます。

次に、３の公債費につきましては、施設整備等に伴う起債にかかる元利償還金について、一般会計からの繰入金を財源に支出をいたしております。なお、この後の各特別会計におきましても、公債費の支出がございましたが、説明を割愛させていただきます。

次に、１７９ページをごらんください。農業集落排水事業特別会計でございますが、１の農業集落排水処理施設管理では、次の１８０ページまでの表に記載しております城上処理区など、五つの処理施設の適正な管理に努めたところでございます。

次に、お開きいただき１８１ページをごらんください。２の農業集落排水処理施設整備として、表に記載のとおり、城上浄化センターの機能強化対策工事及びこれに必要な積算参考資料作成業務を行いました。

続きまして、開けていただき、１８２ページをごらんください。漁業集落排水事業特別会計でございます。１の漁業集落排水処理施設管理では、下の表にございますように、平良処理区のほか、片野浦及び手打処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、接続率の伸び悩む手打処理区につきまして、特に接続推進に取り組んだところでございます。

次のページ、２の漁業集落排水処理施設整備では、片野浦処理区に係る施設機能保全計画の策定及び平良処理区の施設機能診断を行ったところでございます。

最後にお開きいただき、１８４ページをごらんください。浄化槽事業特別会計についてであります。１の浄化槽施設管理では、上甕地域の江石、小島、瀬上、桑之浦地区で整備しました市町村設置型浄化槽の適正な維持管理に努めました。

なお、浄化槽事業につきましては、本市において、市町村設置型と個人設置型の制度が混在していることから、今後市町村設置型の浄化槽の取り扱いについて、検討する必要があると判断したことから、令和2年4月からの公営企業会計への移行は行わないこととしたところでございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、下水道課分について、当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、まず、下水道課分の歳出について、説明いたしますので、各会計歳入歳出決算書の131ページをお開きください。

4款2項4目地域下水処理費は、下水処理施設の維持管理及び小型合併処理浄化槽設置に係る補助金交付等の経費で、支出済額は1億7,773万6,332円であります。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水処理施設管理費において、鹿島地区不明水調査業務委託ほか8件、小型合併処理浄化槽整備補助事業費では、浄化槽設置整備への補助金389件のほか、水道局お客様センターへの上下水道・温泉事業窓口等関連業務委託。また、浄化槽費では、浄化槽事業特別会計繰出金が主なものです。なお、全額未執行となった15節工事請負費は、取り付け管布設工事の実績がなかったこと、23節償還金利子及び割引料につきましては、過年度使用料過誤納等にかかる還付金がなかったことによるものです。

次に、143ページをお開きください。6款3項4目農業集落排水費の支出済額は1億1,158万5,607円で、支出の内訳は備考欄記載のとおり、農業集落排水事業特別会計繰出金であり、不用額は同特別会計の決算に伴う執行残であります。

次に、147ページをお開きください。同じく、5項5目漁業集落排水費は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は6,745万7,071円で、不用額は同特別会計の決算に伴う執行残であります。

次に、165ページをお開きください。8款5項4目下水道費の支出済額は4億5,087万8,603円で、内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水道管理費で9人分の職員給与費及び公共下水道等接続補助金21件で、都市下水

路管理費では、銀杏木川1号幹線人孔改築工事（30の1）。ポンプ場管理費では、中郷ポンプ場耐震診断業務委託（30の1）、ほか4件。公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が主なものであります。28節繰出金の不用額は、公共下水道事業特別会計の決算に伴う執行残であります。

続きまして、一般会計の歳入を説明いたしますので、前に戻っていただき、17ページをお開きください。14款1項3目1節衛生使用料のうち、下水道課分の収入済額は、2,082万760円であり、永利処理区及び鹿島処理区の下水道施設使用料が主なものであります。収入未済額29万6,050円につきましては、全額下水道課分の下水施設使用料であり、滞納繰越分として現在徴収に努めております。

次に、21ページをお開きください。同じく1項6目3節都市計画使用料のうち、下水道課分の収入済額は備考欄下から3行目の都市下水路占用料6,170円であり、収入未済はありません。

次に、27ページをお開きください。同じく2項3目1節衛生手数料のうち、下水道課分は、備考欄の下の排水設備計画確認等手数料など、8,200円で、収入未済はありません。

同じく、2節督促手数料の収入済額は全額下水道課分の1万6,900円で、衛生使用料の収入未済に係る督促手数料で、収入未済の4,000円は滞納繰越として現在徴収に努めております。

次に、33ページをお開きください。15款2項3目2節清掃費補助金のうち、下水道課分の収入済額は、3,650万7,000円で、内訳は、小型合併処理浄化槽設置に係る国の地方創生汚水処理施設整備推進交付金であります。

次に、同じく33ページですが、2項6目2節都市計画事業費補助金のうち、下水道課分の収入済額は880万円で、内訳は、次の35ページをお開きいただき、備考欄上から4行目に記載のとおり、中郷ポンプ場耐震診断業務委託にかかる社会資本整備総合交付金であります。

次に、41ページをお開きください。16款2項3目3節清掃費補助金の収入済額2,994万9,000円は、全額下水道課分で、小型合併処理浄化槽設置に係る県の浄化槽整備事

業交付金であります。収入未済はありません。

次に、53ページをお開きください。17款1項2目1節利子及び配当金のうち、下水道課分の収入済額は947円で、備考欄の中ほどの下側の下水道への接続を支援するための、下水道整備貸付基金の利子収入で、収入未済はありません。

続きまして、財産に関する調書のうち、下水道課分の県環境保全協会出捐金につきましては、364ページの下から4番目に、次に、4、基金の下水道課分につきましては、369ページの最下段のほうに記載してあります。

なお、この基金の運用状況につきましては、基金運用状況調書の377ページに詳細を記載してあります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）中郷ポンプ場の耐震化事業を平成30年度計上をして、業務委託をしておられますが、これについての状況と今後どのような対応をとっていくのかをちょっと御説明いただければと思うんですけど。

○下水道課長（今村淳一）中郷ポンプ場の耐震診断につきましては、専門のコンサルに委託を行いまして、水槽の強度、建物の強度というもののチェックを行いました。結果といたしましては、部分的に強度が不足する部分もありましたが、今すぐ対応が必要というわけではありませんので、今後、施設のストックマネジメント計画という長期的な更新計画を作りながら、その中で不足する強度に対する対応を行っていく計画でございます。

○委員（福田俊一郎）当初で言えば2,500万円の予算計上をしておったところですが、平成30年度の薩摩川内市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の40ページにこの下水道課分の中郷ポンプ場耐震診断業務委託ということで、ほか4件ということで、金額的には2,600万円を超えている決算がされておりますけど。この内訳について、説明をお願いします。

○下水道課長（今村淳一）決算附属書の148ページをお開きください。下水道課分のポンプ場管理費の中ほどのところに、記載してございますが…。

○委員長（中島由美子）決算附属書の。

○下水道課長（今村淳一）決算附属書の148ページ。済みません。大変申しわけありません。決算資料1の148ページになります。148ページの中ほどちょっと上のほうに、ポンプ場管理費といたしまして、事項計5件、中郷ポンプ場耐震診断業務委託（30の1）、2,200万円というふうに記載してございます。

○委員（福田俊一郎）これを合計すると当初の予算計上の額とほぼ同等の金額になるということで、いいんですね。この中には、平佐ポンプ場が入っていますけれども、当初の予算ではもう中郷ポンプ場ということで、計上されておったということで、認識していいですね。

○下水道課長（今村淳一）はい。そのとおりでよろしいです。

○委員（成川幸太郎）下水道管理費のところで、公共下水道等接続補助金の補助件数が21件あったということなんですけど。この汲み取りとか単独処理浄化槽から下水道へ接続されたのが21件の補助金が出ているっていうことになっているんですが、これ新設の接続は21件ということで、全体が21件しかなかったというふうな捉え方していいんですか。

○下水道課長（今村淳一）新設が21件というわけではなくて、切り替えて補助金をもらった件数が21件ということですので、新設の件数は144件ほどございました。（21ページの発言により訂正済み）

○委員（成川幸太郎）補助金が21件あって川内地区9件ということですよ。補助金があったの。今の68件のうち川内地区で接続があったというのは何件あったかわかりますか。

○下水道課長（今村淳一）済みませんでした。地域別では、公共下水道の川内処理区が9件です。城上処理区が1件。

○委員（成川幸太郎）それ、21件の分じゃないですか、補助金の。

○下水道課長（今村淳一）はい。

○委員（成川幸太郎）68件の内訳、新設。

○委員長（中島由美子）わかりますか。後でいいですか。またわかったら。68件の内訳ですね。地域別ですね。

○委員（成川幸太郎）川内処理区がどれだけ

接続があったのか。

○下水道課長（今村淳一） 済みません。ちょっと、私、先ほど68件と言いましたが、件数としてはちょっと誤っておりまして、川内処理区の平成30年度の接続件数は144件でございました。申しわけございません。（20ページで訂正済み）

○委員（成川幸太郎） これは、まだ平佐地区は入っていないと思うんですが、ことしから平佐地区も、もう実際に下水道管配置されて、1番住宅地に入っていっているんで、これまでの既存の接続が144件ふえて、今後接続率がどれくらい上がったということと、新しくつくっていく平佐地区において、その接続がスムーズにいくような取り組みをしてほしいと思うんですが。それらに対して、これまでの接続率向上のための取り組みというのは、どのような形で取り組みされるのか。144件あって、補助が9件しかないというのも、またどんなもんかなと思うんですが。

○下水道課長（今村淳一） 先ほどの補助金のほうなんですけれど、一応平成29、平成30、令和元年度までの3年間の補助制度となっておりますので、これからまた再度こちらも検討いたしまして、そういう制度を引き続き継続してやっていくことを考えていきたいと思っております。なお、改めまして、それに加えて、戸別訪問等実施して、未接続世帯への加入を促すような活動を継続してやっていきたいと考えております。

○委員（成川幸太郎） これまでも公共下水道の接続率がちょっと低いんじゃないかっていうことはずっと言われてきていまして、また新たに平佐地区がまたふえていくわけですから。せっかく接続されるのに、同じようなことが起こらないような対策も講じていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員（福元光一） 局長にお伺いいたします。農業集落、漁業集落、もちろん、宮里処理場も稼働してもう数年経つんですけど、市民の方から川内川の水がきれいになったとか、そういう声が届いているのか、いないのか。また、局として、たまには川内川の水を検査されたことがあるのか。というのは、これだけの公共下水道事業にすごい莫大な予算を入れるわけですから、効果があるの

かないのか。そこは調べる義務があると思うんですけど。局長、今まで調べたことがなかったら、今後の予定でもお聞かせください。

○水道局長（新屋義文） 川内川の検査をしたかということですが、環境部門で毎年検査をしているということで、私のほうでは数値は確認しておりませんけれども、環境課のほうで毎年水質検査をしているということ。それと、水道も受け持っておりますので、水質検査につきましては、水道基準に基づく検査を丸山浄水場で毎年3月に一遍必ずやっております、水質的には飲める水で問題ないということで、確認をいたしております。

○委員（福元光一） 安全かどうかでなくて公共下水道事業を始めて、始める前からすると今は川内川の水がきれいになってなければならぬんじゃないかと思うんです。これだけの予算を投入して事業をやっているわけですから。川内川の水がきれいになったかならんか。市民の声でもいいし、局として、環境課でも水質検査をされてそういうふうの実証されているのか、把握されておられたら。

○水道局長（新屋義文） 水質的なことについては、課長からちょっと説明をしていただきますけれども、直接的に川の水がきれいになったという市民の声は聞いておりませんけれども、川辺での憩いとか、水のレジャーとか活発に利用されているふうに認識しておりまして、昔よりはいいですか、水辺の活動というのがよくなってきているというふうには認識しております。今、補助金を国からもらって、整備しているわけですが、例えば、春田川の浄化がどうなっているかという部分についても確認をいたしておりますので、若干水質的には、その件については課長のほうから説明をさせます。

○下水道課長（今村淳一） 済みません。ちょっときょうは数字的なデータを持ってきてはいないんですけど、水質がよくなって、効果が出ているかという確認のほうは公共下水道の区域ですと、春田川の旧太陽パレスがあった付近、そこと城上町におきましては、高城川の放流口付近で、毎年1回水質を測定して、検査しております。水質そのものは、数値をお示しできませんけれども、大きく変わりなく推移しているところでございます。

○委員（福元光一）よくなっているということ。

○下水道課長（今村淳一）ほぼ横ばい。（笑声）少しよくなって。劇的にはまだ改善されておられませんけれど、よくなっている状況です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

ここで、休憩に。

[発言する者あり]

○委員長（中島由美子）次、特会があって、全部済んでから採決。いいですか。特会入っていません。

では、ここで休憩いたします。おおむね1時でよろしいでしょうか。お願いします。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第108号 決算の認定について  
（平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第108号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）では、まず、歳出について、説明いたしますので、決算書の238ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、公共下水道事業の管理に要する経費で、支出済額は1億4,863万3,452円ありますが、下水道事業の地方公営企業法の一部適用にかかる電気整備業務委託334万8,000円を翌年度へ明許繰

越しいたしました。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託ほか、14件が主なものです。なお、23節償還金利子及び割引料で執行がなかったのは、過年度使用料過誤納等に係る還付金がなかったことによるものです。

次に、2款1項1目施設整備費は公共下水道事業の整備に要する経費で、支出済額は5億9,549万6,912円ですが、宮里浄化センターポンプ棟建設及び水処理施設増設に係る工事委託の合計1億1,300万円を通次繰越し、長浜地区污水管詳細設計業務委託及び中甕中野浄化センター長寿命化対策工事委託、並びに平佐第2地区管渠築造工事等に係る経費1億9,516万6,000円を翌年度へ明許繰越いたしました。支出の内訳につきましては、備考欄記載のとおり、職員1名分の給与費となっておりますが、こちらは5名分の職員手当を含んでおります。そのほか、宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託ほか13件と平佐4号污水幹線管渠築造工事（30の1）ほか9件などであり、委託料のうち、前年度からの継続費繰越分で宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託を実施し、同じく委託料のうち繰越明許事業として中甕中野浄化センターの長寿命化対策工事委託及び長浜地区污水管詳細設計業務委託を、工事請負費では平佐第2地区管渠築造工事を実施いたしました。

次に、3款1項公債費の支出済額は1目元金及び2目利子の合計、3億3,938万5,771円で、施設整備時に借り入れた長期債の元利償還金です。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、説明いたします。別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

議会資料の5ページをごらんください。本課の公共下水道事業特別会計における50万円以上の節間流用は、46番の1件であります。46番は宮里浄化センターポンプ棟建設の際に、工事の進捗にあわせて初期マンホールポンプの水槽内の清掃委託を行う必要が生じましたが、委託料に不足が生じたことから、事項施設整備費の22節補償、補填及び賠償金から同事項13節委託料に330万3,000円を予算流用し、執行したも

のであります。

続きまして、歳入について、説明いたしますので、前に戻っていただき、233ページをお開きください。

1款1項1目1節公共下水道事業分担金の収入済額は9万円で、上甕処理区の接続に伴う受益者分担金です。同じく2項1目1節公共下水道事業負担金の収入済額は991万3,000円で、川内処理区の公共下水道事業受益者負担金が主なものです。同じく2節公共下水道事業負担金滞納繰越分に関しましては、収入がなかったものです。収入未済額41万9,000円は、現在徴収に努めているところであります。

次に、2款1項1目1節公共下水道施設使用料の収入済額1億3,414万9,390円は、川内処理区及び上甕処理区の公共下水道施設使用料が主なものであり、収入未済額372万1,340円は、滞納繰越分として、現在徴収に努めているところであります。なお、滞納者が行方不明等により、徴収不能となったために11万9,080円を地方自治法の規定による5年を経過したことでの不納欠損処理としております。同じく2節公共下水道施設占用料の収入済額は9,540円でした。2項1目1節指定等手数料の収入済額は4万8,000円で、排水設備指定工事店の指定手数料であります。

同じく2節確認手数料の収入済額は17万2,000円で、排水設備計画確認等に伴う手数料であります。

2目1節督促手数料の収入済額は9万3,500円で、施設使用料の督促手数料であり、収入未済額6万9,000円は、施設使用料にあわせて徴収に努めておりますが、徴収が不納となり、5年が経過した3,100円につきましては、不納欠損処理しております。

次に、3款1項1目1節公共下水道事業費補助金の収入済額は2億7,009万7,000円で、川内処理区、宮里浄化センターのポンプ棟建設工事及び平佐第2地区管渠築造工事にかかる地方創生汚水処理施設整備推進交付金、中甕中野浄化センターの長寿命化対策工事委託、長浜地区の浄化センター実施設計委託などに係る社会資本整備総合交付金です。

234ページをお開きください。収入未済額の

1億3,543万4,000円は、通次繰越した宮里浄化センターポンプ棟建設工事等水処理施設建設工事委託、明許繰越した平佐第2地区管渠築造工事等に係るものでございます。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は3億4,613万6,577円でした。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金の収入済額は33万4,000円で、前年度からの繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は1,137万6,510円で、消費税及び地方消費税の平成29年度分の還付金が主なものであります。

次に、7款1項1目1節公共下水道事業債の収入済額は2億7,660万円で、川内処理区宮里浄化センターのポンプ棟建設工事や平佐第2地区管渠築造工事等の下水道事業債並びに令和2年4月からの公営企業会計移行に向けての固定資産調査業務委託に係る公営企業債で、充当率は100%です。

同じく2節の辺地対策事業債の収入済額は3,370万円で、中甕中野浄化センターの長寿命化対策工事委託、長浜地区の浄化センター実施設計委託に係る辺地対策事業債で充当率は100%です。

236ページをお開きください。8款1項1目1節公共下水道施設整備促進事業交付金の収入済額は111万7,000円で長浜地区の下水道整備に係る県の公共下水道施設整備促進事業交付金です。

次に、9款1項1目1節物品売払収入の収入済額は6万2,618円です。

次に、240ページをお開きください。実質収支に関する調書で歳入総額10億8,389万9,000円、歳出総額10億8,351万6,000円、歳入歳出差引額38万3,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額38万3,000円で、実質収支額はゼロ円であります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）先ほどと一緒に収入未済額ですけれども、水道のほうでは50万円程度

の収入未済額だったのが、下水道になると 370 万円収入未済ってというのは。大概、水道料金と下水道料金っていうのは同時に収納されていると思っていたんですけど、何でこんな差が出てくるんですか。

○下水道課長（今村淳一） 370 万円の内訳ですが、現年分が 123 万 1,980 円と滞納繰越分が 248 万 9,360 円ありまして、現年分に関しましては水道料金と同様に徴収しておるところなんですけど、過年度分の割合のほうがちよっと大きくて、収入未済額が膨らんでいる状況だと思われまして、引き続き、滞納徴収に努めていきたいと思っております。

○委員（成川幸太郎） じゃあ、現年分が 123 万円ということ。ただ、水道料金というのは、同時にされてる水道料金は 50 万円の収入未済だとすると、123 万円あると 2.5 倍くらいするということですか、下水道料金は水道料金より。そういうふうに捉えていいのか。

○水道管理課長（草留隆志） 先ほどの 50 万円の滞納分は簡易水道分でございます、水道事業分はまた別でございますので、下水道よりも簡易水道のほうが、滞納が少ないということになっております。

○委員（成川幸太郎） もう 1 点。先ほどさらっと通り過ぎられたんですけど、物品売払収入が 6 万 2,618 円あるということですけど、その水道局で売り払いされた物品というのは何があるんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一） 物品売り払いの件は工事の進捗に伴いまして、交換で不要になりましたマンホールの鉄蓋をストックしておりましたので、それをスクラップ処分したものでございます。

○委員（成川幸太郎） 販売先はどこになるんですか。スクラップ処分。売ったということですよ、収入があるということだから。

○下水道課長（今村淳一） 販売先は市内の廃棄物処理業者になります。

○委員（福田俊一郎） 決算資料の 1 の 148 ページ、1 番下のこの欄の公共下水道整備費というところで、平成 29 年度の宮里浄化センターポンプ棟、それと平成 28 年度の宮里浄化センターポンプ棟、それから平成 29 年度の宮里浄

化センターポンプ棟と三つありますが、これ繰越明許費でここに掲げて平成 30 年度に実施をしたというふうに捉えていいんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一） こちらは、継続費というのを設定いたしまして、通次繰越で 3 カ年かけて事業を整備していくものでございます。その年度の支払いになります。

○委員（福田俊一郎） 平成 30 年度には同じ事業で 5 億円計上しておられましたよね。そしたら、その平成 30 年度分はどこにこれ実績が出てくるんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一） 済みません。148 ページの下から 2 番目の宮里浄化センター水処理施設建設工事委託が平成 30 年度に計上した分になります。

○委員（福田俊一郎） ポンプ棟は。

○下水道課長（今村淳一） ポンプ棟の分は、下から 4 番目のポンプ棟建設工事委託 1 億 298 万円を平成 30 年度に繰り越して実施しております。

○委員（福田俊一郎） 平成 29 年度に計上したポンプ棟の整備費については、平成 30 年度に改めて計上したということなんですかね。繰越明許じゃないんですかね。3 年間の継続事業と言われてましたけど、28、29、30 年度で、平成 30 年度には、これ平佐の第 2 ポンプもですけど、5 億 2,000 万円ばかり計上しているものだから、相当金額大きかったの、この事業費実績がどこに出てくるのかなというふうな見方をしておったんですけど。予算計上に出てくる金額に相当しない実績しかないものだから、一応ここについてはお尋ねしたところですが。

○下水道課長（今村淳一） 申しわけございません。148 ページの下から 4 行目の平成 29 年度薩摩川内市公共下水道宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託、これが平成 30 年度分の事業費ということになります。実績です。

○委員（福田俊一郎） この公共下水道事業費の 1 番上の欄が平成 29 年、その下が平成 28 年度、平成 29 年度、平成 28 年度、で、これは 3 番目は平成 29 年度じゃなくて平成 30 年度ということなんですかね。

○下水道課長（今村淳一） 済みません。ちょっと表現が紛らわしかったかもしれませんが、平



成29年度に契約した平成30年度の支払い分ということになっております。平成29年度に継続費で設定をした平成30年度分の支払いということになります。

○委員（福田俊一郎） それでは、宮里浄化センターポンプ棟の平成30年度予算の建設工事委託の計上分と宮里浄化センター水処理施設の建設工事の委託分、それから、平佐第2地区の污水管の管路施設工事、それぞれ金額はどれくらいだったのかだけ、示してもらえればいいと思います。

○委員長（中島由美子） もう一回。

○委員（福田俊一郎） 公共下水道整備費の平成30年度分の予算額とこの決算額が合わないもんだから。執行しなかったのかどうかという、そういう答弁がかえってくるのかなという予想をしておったんですけど、ちょっと合わないもんですから、そこをちょっと答弁で御説明いただきたいと思います。

○下水道課長（今村淳一） 申しわけありません。事業費のうちに、平成31年度へ逓次繰越した事業費と明許繰越した事業費がありまして、その関係で予算額と合ってきていないという状況です。

○委員（永山伸一） 歳入のほうです。負担金の滞納繰越分が41万9,000円あって、収入がゼロであったということ。収入に努めるということなんですが、この過年度分ですんで、繰越分だから、多分使用料も払っていらっしゃらないのかなと。これは憶測ですけど。滞納繰越分の41万9,000円については、去年の分ですか。いつ、何年前からの滞納繰越になるのかな。そこをちょっと最初教えてください。

○下水道課長（今村淳一） 滞納繰越41万9,000円は1件の方の受益者負担金の過年度でございまして、使用料に関しましては、その方はきちんとお支払いになっていらっしゃる方でございます。41万円9,000円の残額につきましても、現在分割でお支払いしていただくように御相談しておりまして、ここには書いてございませんが、9月の末に分割分の金額は少ないんですけど、5,000円ほど今いただいております。接続されましたのは平成19年ごろだったというふうに記憶しております。

○委員（永山伸一） わかりました。ただし、随

分前からこの接続の負担金、結局滞納があったということで、昨年1年間ゼロだったというのが残念だなというふうに思っているんです。それ以降は、またずっと徴収に努められて、9月ごろまた5,000円なら5,000円という、取りつけたという話ですけれども。ここは、やはり公営企業会計への移行をもう控えているわけで、そこについては、やっぱり意見書にもありますように、厳しいのはもう十分承知しているんです。水道料金にしても、こういった下水道にしても、使用料も含めて。ただし、年間ゼロというのは一般的に滞納者について、1年間1円も取れなかったというのは、これ残念な事態です。今後より一層収納に努められたいということを意見として申し上げておきます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第109号 決算の認定について  
（平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子） 次に、議案第109号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）では、まず、歳出について、説明いたしますので、決算書の249ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、農業集落排水事業の管理に関する経費で、支出済額は5,522万5,117円であります。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、里浄化センター外維持管理業務委託ほか15件が主なものであります。

次に、2款1項1目施設整備費は農業集落排水施設の延命化のために行う機能強化対策に係る経費で、支出済額は3,196万1,060円であります。内訳は、備考欄記載のとおり、機能強化対策工事薩摩川内地区（城上30の1工区）が主なものであります。

次に、3款1項公債費の執行済額は1目元金及び2目利子の合計1億1,105万5,576円で、施設整備時に借り入れた長期債の元利償還金でございます。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、説明いたします。

別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。議会資料の5ページをごらんください。本課における農業集落排水事業特別会計の50万円以上の節間流用は45番の1件であります。45番は消費税の課税方式が平成29年度分より簡易課税から本則課税となったことから、公課費に不足が生じたため、事項一般管理費の13節委託料から同事項27節公課費に141万9,000円予算流用し、予算執行したものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、245ページをお開きください。

1款1項1目1節農業集落排水事業分担金の収入済額は4万円で、城上処理区の農業集落排水事業分担金であります。

次に、2款1項1目1節農業集落排水施設使用料の収入済額は4,765万1,150円で、城上処理区ほか4処理区の農業集落排水施設使用料であります。収入未済額99万7,540円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところでございます。なお、滞納者が行方不明等により、徴収不能となったために、5,570円を地方自治

法の規定による5年を経過したことでの不納欠損処理としております。

次に、2項1目2節確認手数料の収入済額は5万6,000円であります。同じく2目1節督促手数料の収入済額は3万400円で、収入未済額1万3,100円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところであります。なお、滞納者が行方不明等により、徴収不能となったために、200円を不納欠損処理としております。

次に、247ページをお開きください。3款1項1目1節農業集落排水事業費補助金の収入済額は178万8,000円で、県補助金である農業集落排水施設整備促進事業交付金です。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は1億1,158万5,607円で。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は32万2,596円で、原子力立地給付金であります。

次に、7款1項1目1節農業集落排水事業債の収入済額は2,080万円で、城上浄化センターの機能強化対策工事等に係る農業集落排水事業債及び公営企業会計化移行に向けての固定資産調査業務委託に係る公営企業債で、充当率は100%であります。（本ページの発言により訂正済み）

次に、9款1項1目1節農業集落排水事業補助金の収入済額は1,596万8,000円で、国の農山漁村地域整備交付金でございます。

次に、251ページをお開きください。実質収支にかかる調書で、歳入総額、歳出総額とも1億9,824万2,000円で、実質収支額はゼロ円であります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○下水道課長（今村淳一）ちょっと訂正をさせていただきます。申しわけございません。

7款歳入の247ページのところで、7款1項1目1節農業集落排水事業債の収入済額を2,800万円と申し上げましたが、2,080万円の誤りでございました。申しわけありません。

（本ページで訂正済み）

○委員長（中島由美子）では、改めて、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一） ごめんなさい。細かいことなんけども、節間流用で、できるわけで、ただし、この理由が平成29年度分より課税方式が変わったんだと。だから、不足が生じたからということですけども。もうちょっと何かこう、理由は考えられなかったのかなというふうに逆に思うんですよ。この特会ですんで、4回の議会の中で、補正対応ができない理由ですよ。いろんな一般会計なんかの場合もそうなんだけれども、特にこの特会の場合は、限られた予算ですんで、そこで、特にこういう理由であれば補正対応をすべき事項ですよ。財政課はどのように見解をお持ちですか、そこら辺。

○財政課長（鬼塚雅之） この流用に関しましては、どうしても納付期限がございまして、その納付期限に間に合わせるために、補正で予算計上をすることができなかったものでございます。

○委員（永山伸一） 事実関係は、別として。そういった理由があるから流用したんだという理由をきちんと述べられればいいんですが。理由を見る限り、細かい部分を言えば、じゃあいつ判明して、いつ納付したのという部分になってきますんで。ここら辺はやっぱり十分な予算の精査というのはこれから也十分気をつけていただきたい、注意していただきたいというふうに意見として申し上げておきます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第110号 決算の認定について  
（平成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子） 次に、議案第110号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一） では、まず、歳出について、説明いたしますので、決算書の260ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は漁業集落排水事業の管理に関する経費で、支出済額は2,499万9,306円であります。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、手打浄化センター外、維持管理業務委託ほか、14件が主なものであります。

次に、2款1項1目施設整備費は、漁業集落排水施設の延命化を図るための機能保全計画策定に係る経費で、支出済額は1,065万9,600円であります。支出の主なものは、片野浦地区漁業集落排水施設機能保全計画策定業務委託ほか1件であります。また、9節旅費で執行がなかったのは、当初計画しておりました整備局ヒアリングや県協議の実績がなかったことにより、全額未執行となったものです。

次に、3款1項公債費の執行済額は1目元金及び2目利子の合計5,155万279円で、施設整備時に借り入れた長期債の元利償還金であります。

続きまして、歳入について、説明いたしますので、前に戻っていただき、256ページをお開きください。

1款1項1目1節漁業集落排水事業分担金の収入済額は24万円で、手打処理区の漁業集落排水事業分担金であります。

次に、2款1項1目1節漁業集落排水施設使用料の収入済額は1,720万3,090円で、平良処理区ほか2処理区の漁業集落排水施設使用料であります。収入未済額9万1,430円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところでございます。

次に、2項1目1節確認手数料の収入済額は4万8,000円であります。

同じく、2目1節督促手数料の収入済額は6,800円で、収入未済額2,000円は、滞納繰越分として、現在徴収に努めているところであります。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は、6,745万7,071円です。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は、15万4,224円で、原子力立地給付金であります。

次に、258ページをお開きください。7款1項1目1節漁業集落排水事業債の収入済額は、210万円で公営企業会計化移行に向けての固定資産調査業務委託に係る公営企業債で充当率は100%であります。

次に、262ページをお開きください。実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも8,720万9,000円で、実質収支額はゼロ円であります。

**○委員長（中島由美子）**ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（永山伸一）**局長にちょっとお伺いします。この漁業集落排水事業も含めて、局で抱えている幾つかの事業の、いわゆる公営企業化への移行を幾つか見送るということで説明がありました。当然、財産の管理をもう1回委託業務をかけて、確認した上でというようなことなんですが、いづろ移行を当局としては考えていらっしゃるのでしょうか。

**○水道局長（新屋義文）**今回、公共下水道につきましては、適用してほしいという国からの要望としては、公共下水道と農業集落排水、漁業集落排水のこの三つでございます。そして、同じ下水の処理をしております地域下水処理ですね、一般的にはコミプラと言っていますが、それと、市町村設置型の浄化槽事業については、見送ることとしました。先ほども私のほうで説明したんですが、けれども、地域下水処理事業につきましては、年数がもうだいぶ30年以上経ってしまっていて、機器の整備ももう今次の更新になってくるのが、永利、鹿島の施設でございます。その更新をどうするかという部分について、まだ結論を得ていない状況

でありまして、例えば、鹿島につきましては、だんだん人口が減ってまいりましたので、大きな施設ではなく、小さな施設をつくるのか、同じような施設をつくるのか、あとはまた合併浄化槽の大きな400人槽とか、そういうもので処理するというような検討をしていかないといけないという部分等の検討の時間。それと、永利につきましては、公共下水道が伸びてまいりますと、そちらにつないで、施設を更新せずに、公共下水道につなぐということも考えられるというそういう検討等もありまして、今回の令和2年の4月の移行は見送ったという、そういうことで御説明したところでありまして。今後については、期限を設けてという部分もありますけれども、令和2年の4月以降をもって、一応ほかの三つの下水の処理の状況を見ながら検討をしていくというのが今の実情でございます。

あと、上甕の合併処理浄化槽の浄化槽特別会計でございますが、市町村設置型であります。一方、ほかの地域については、個人設置型でありますので、今後、その市町村設置型を残していくのかという検討もまた、地元との調整が長くなる調整なり、説明なり、検討の時間がかかるということで、伸ばしたということでございます。

国からの要請もない部分もありますけれども、やはりそういう同じ下水を処理していくという中では、公営企業化という部分を見据えながらもですけれども、そういった事情の中で、今後検討していきたいということでございます。

**○委員（永山伸一）**いろいろ厳しいところではあるかと思うんですが、経営が厳しいからこそきちっと計画を立てて取り組むべきだというふうには私は思います。特にこの下水道関係について、甕についてもますます人口減少に伴って経営は厳しくなっていくわけですので、公共下水道も含めて、それから、浄化槽はこのあともう1回議論しますんでいいんですけど、やはりこれからの状況を鑑みると、やはり早急なそういった企業会計への移行を見据えた取り組みというのが必要かと思えますんで、来年を見送るのであればいづろとこののを、やはり、きちっと計画は立てるべきではないかというふうに感じております。これは意見として申し上げておきます。

**○委員長（中島由美子）**ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第111号 決算の認定について  
（平成30年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第111号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）では、まず、歳出について説明いたしますので、決算書の269ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、上甕地域の市町村設置型浄化槽の管理に要する経費で、支出済額は996万3,772円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、上甕地域戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託ほか1件が主なものであります。

なお、23節償還金利子及び割引料で執行がなかったのは、過年度使用料過誤納等による還付金が多かったことにより、全額未執行となったものです。

次に、3款1項公債費の執行済額は、1目元金及び2目利子の合計426万8,748円で、施設整備時に借り入れた長期債の元利償還金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、267ページをお開きください。

1款1項1目1節浄化槽事業分担金の収入済額はゼロ円で、年度内において新たな浄化槽の接続がなかったものです。

次に、2款1項1目1節浄化槽排水施設使用料の収入済額は684万7,470円で、上甕地域の浄化槽排水施設使用料であります。

収入未済額1万5,830円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、2項1目1節確認手数料は収入済額がゼロ円で、新設分の申請がなかったものであり、同じく、2目1節督促手数料の収入済額は2,400円で、収入未済額300円につきましては、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は、738万2,650円です。

次に、271ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも1,423万3,000円で、実質収支額はゼロ円であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しま

した。

以上で、下水道課の審査を終わります。

---

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（中島由美子） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査に入ります。

---

△議案第105号 決算の認定について

（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修） 各課の施策概要についての説明をする前に、市民福祉部の平成30年度の決算状況について大まかに説明させていただきます。

市民福祉部につきましては、一般会計で約220億円の決算を出しているところでございます。これは資料がございませんので数字だけ、一般会計では220億円の決算です。

また、国民健康保険事業の特別会計など4特別会計で237億円、一般会計と特別会計を合計しますと457億円の決算という形になっております。一般会計が550億円程度ですので、437億円、かなり大きな状況でございます。

なお、執行率につきましては、制度的なものもありますが、一般会計、特別会計を合わせまして、対予算対しましては97.1%というふうになっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

では、早速、環境課、クリーンセンターの説明をさせていただきます。

決算附属書の47ページをお願いいたします。

まず環境課でございますが、最上段の予算額、決算額についてはごらんのとおり6億5,165万1,920円という決算を、一つ目の施策につきまして、環境保全対策につきましては、環境審議会の開催、川内及び下甕地域のウミガメ保護対策及びベッコウトンボの生息地であります蘭牟田池の環境保全並びに甕地域の海岸における

環境及び景観保全のための海岸漂着物の回収処分の実施や快適環境づくりの補助金の交付、花いっぱいまちづくり運動等を実施したところでございます。

めくっていただきまして、2の公害対策の推進におきましては、河川の水質検査、事業所の悪臭測定のほか、騒音・振動、ダイオキシン類の測定調査を実施しております。検査の結果につきましてはごらんいただければと思いますが、水質関係では春田川が、騒音につきましては3地点で超過基準が見られたものの、おおむね良好、あるいは基準内であります。苦情等につきましては年間147件で、環境に対する見方もございますので年々増加している傾向にあるようでございます。

下段、3番目のごみの適正な処理につきまして、廃棄物の排出抑制や環境美化推進員との連携によります不法投棄、環境美化対策を実施しております。

右側、49ページ、4のリサイクルの推進では、リサイクル推進員と連携を図りながら、ごみの減量、再資源化に取り組んだところでございます。

さらに、めくっていただきまして50ページでございます。

ごみ処理施設の適正な維持管理では、最終処分場及び甕島の3クリーンセンターの適正な維持管理に努めております。なお、木場茶屋最終処分場につきましては、閉鎖までの有効活用としまして、太陽光発電事業者に20年間貸しつける形で事業に着手したところでございます。

7番目の狂犬病予防対策の推進では、犬の新規登録の啓発や予防接種の向上に努めたもの。

右側、51ページでございますが、8のし尿処理施設の適正な維持管理では、し尿浄化槽での適正な処理等を実施したものであります。

下甕環境センターについて、下甕地域のし尿処理につきましては、川内汚泥再生処理センターへ島外搬出して処理をしている状況でございます。

下段の9の葬斎場・市営墓地の管理では、記載のとおり、葬斎場及び市営墓地の適正な維持管理に努めてきたところでございます。

続きまして、53ページ、川内クリーンセンターの関係となりますが、ここにつきましては、川内クリーンセンターでは、一般家庭ごみの適正な収集運搬の実施及び可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ご

みの処理等を進めております。資源ごみにつきましては、減容機の処理を行って実施しているところでございます。

ごみの搬入量は年間2万7,941トンでございます。昨年と比較しますと369トン増加というふうになっております。その処理の内容等については御参照いただきたいと思います。

施設に関しましては、計画的な維持補修作業を行っております。

ごみの減量化に関しましては、各種の啓発を行っておりますし、小中学校や地区コミ等の施設の現地研修等の受け入れを実施したところでございます。

**○委員長（中島由美子）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、環境課分について、当局に補足説明を求めます。

**○環境課長（上口敬子）**それでは、初めに歳出について説明いたします。

決算書の121ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費は、環境課分の支出済額は2,000円で、大雨によるくみ取り料助成1件となっております。

次に、127ページをお開きください。

4款1項4目予防費のうち環境課分の支出済額は119万6,326円で、狂犬病予防事務費は畜犬管理システム保守管理業務委託等でございます。

同じく127ページの4款1項8目環境衛生費、こちらの支出済額は1億3,062万3,801円で、備考欄、環境総務一般管理費は環境審議会委員19名の報酬及び職員の給与費等並びに衛生自治団体連合会運営補助金などが主なものでございます。

次ページ、129ページでございます。

環境保全対策費は、上甕島・中甕島海岸漂着物等処理業務委託ほか5件が主なものでございます。

地球温暖化対策費はエネルギー管理システム使用料、花いっぱいまちづくり推進事業費は快適環境づくり補助金90件が主なものでございます。

同じく129ページの9目公害対策費の支出済額は689万6,664円で、環境測定調査業務委託ほか1件が主なものでございます。

10目葬斎費の支出済額は5,511万2,179円で、市営墓地管理費は川内芸ノ尾第

1墓地等指定管理料ほか4件でございます。

葬斎場管理費は、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料ほか3件が主なものでございます。

次に、131ページをお開きください。

2項1目清掃総務費の支出済額は236万328円で、清掃総務一般管理費は軽トラック1台購入と川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

同じく131ページの5目ごみ処理費のうち環境課分の支出済額は9,341万2,395円で、不法投棄対策費のほか環境美化推進事業費は、環境美化推進員謝金が主なものでございます。

一般廃棄物処理費のうち環境課分は、公設ごみステーション分別指導等業務委託が主なものでございます。

資源ごみ分別推進事業費は、地区コミ分別収集報奨金やごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

次ページ、133ページの甕島クリーンセンター管理費は、下甕クリーンセンター煙突解体工事が主なものでございます。

最終処分場管理費のうち環境課分は、木場茶屋最終処分場污水处理施設維持管理業務委託ほか9件分が主なものでございます。

同じく133ページの6目し尿処理費の支出済額は3億6,181万5,227円で、上甕投入施設管理費は1号希釈タンク修繕ほか3件の修繕工事や下水道使用料が主なものでございます。

下甕環境センター管理費は、下甕地域浄化槽汚泥及びし尿運搬業務委託が主なものでございます。

次ページ、135ページでございます。

汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理運営を行うSPCへの業務委託が主なものでございます。

次に、173ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち環境課分は、備考欄上から5行目の特別災害復旧補助金2件で、支出済額は20万8,000円でございます。

次に、201ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費のうち環境課分は、備考欄の米印、上から二つ目、上甕最終処分場管理棟ガラス修繕で、支出済額2万5,000円でございます。

なお、以上、説明しました歳出執行に当たって、

50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備願います。

議会資料の2ページをごらんください。

本課における50万円以上の節間流用は、18番と19番の2件でございます。

18番は、樋脇岩下共同納骨堂外壁改修を修繕料の執行で予定しておりましたが、執行段階におきまして、工事請負費での執行が適正と判断したため、事項、市営墓地管理費の11節需用費から同事項15節工事請負費へ90万3,000円予算流用し、執行したものでございます。

19番は、川内汚泥再生処理センターの管理運営委託料について、変動経費が見込み額を超え、予算に不足を生じたため、事項、汚泥再生処理センター施設管理費の15節工事請負費から同事項13節委託料へ137万円予算流用し、執行したものでございます。

ただいま節間流用について御説明いたしました。この管理運営委託料の予算不足につきましては、総額891万4,000円の予算流用を行いましたので説明いたします。

決算書131ページをお願いいたします。

予算流用元として4款2項1目清掃総務費から2万円、5目ごみ処理費から521万円を予算流用先6目し尿処理費へ、次ページ、133ページをお開きください。6目し尿処理費へ523万円予算流用いたしまして、同目内において368万4,000円予算流用し、執行したものでございます。

予算が不足した経緯を御説明いたします。

施設の維持管理運営委託につきましては、SPCと長期契約を締結しておりまして、各年度の処理委託費の算出方法は契約書に定められております。固定費と変動内訳がございまして、このうち、変動費におきまして処理料の増加及びそれに伴う電気料の増加等によりまして予算の不足が発生いたしました。年度末精算部分での予算不足となりましたので、こちらの執行把握を行う段階で大幅な予算不足が判明したことから、予算補正の対応が取れませず、目内、目間での予算流用により執行に対処したものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

まずは収入未済についてですが、環境課分については全て納付されており、収入未済はございません。

それでは、決算書の17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料のうち環境課分は、葬斎場使用料（火葬料）等8件でございます。次に、27ページをお開きください。

14款2項3目1節衛生手数料のうち環境課分は、廃棄物処分手数料等10件でございます。

次に、41ページをお開きください。

16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち環境課分は、ウミガメ保護監視員設置費補助、海岸漂着物地域対策推進事業費補助でございます。

次に、47ページをお開きください。

16款3項3目1節保健衛生費委託金のうち環境課分は、権限移譲事務委託金でございます。

次に、49ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち環境課分は、し尿中継用地貸付料に係るものでございます。

次に、55ページをお開きください。

同じく2項2目1節物品売払収入のうち環境課分は、資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入でございます。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入のうち環境課分は、備考欄中段でございます火葬料実費徴収金等2件でございます。

次に、財産に関する調書を説明いたします。

環境課分の県環境整備公社出捐金については364ページに記載してございます。

**○委員長（中島由美子）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、川内クリーンセンター分について、当局に補足説明を求めます。

**○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）**

まず、歳出について御説明いたします。

決算書の131ページをお開きください。

まず、4款2項5目ごみ処理費の支出済額のうち川内クリーンセンター執行分は、17億6,420万9,377円です。事業は、備考欄下から三つ目の丸印、一般廃棄物処理費のうち、川内クリーンセンター分は、市内家庭から排出された一般廃棄物及び資源物の収集運搬等の業務委託



料9件分でございます。

次に、同じページ一番下、事業、川内クリーンセンター管理費は、133ページ備考欄、職員二人分の職員給与費、川内クリーンセンター基幹的設備改修事業の管理運営業務委託ほか4件の委託料、川内クリーンセンター基幹的設備改修事業の工事請負費、川内クリーンセンター対策委員会運営補助金及び国庫支出金返納金が主なものでございます。

次に、事業、最終処分場管理費のうち川内クリーンセンター分は、133ページ備考欄にあります川内クリーンセンターの発生焼却灰・飛灰及び埋立廃棄物の収集、運搬、処分業務に係る委託料ほか1件が主なものでございます。

最終処分場管理費の関係で、131ページ、工事請負費の不用額のうち922万4,000円は川内クリーンセンター分で、平成30年度に実施を予定していました雨水対策につきまして施工方法等の再検討をした結果、未執行としたものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の17ページをお開きください。

14款1項3目衛生使用料1節衛生使用料の川内クリーンセンター分は、三つ目の米印、行政財産使用料でございます。

次は、27ページになります。

14款2項3目衛生手数料1節衛生手数料の川内クリーンセンター分は、備考欄の二つ目の米印、廃棄物処分手数料と特定家庭用機器の運搬手数料でございます。

次は、33ページになります。

15款2項3目衛生費補助金2節清掃費補助金の川内クリーンセンター分は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で、川内クリーンセンター基幹的設備改修事業に伴うものでございます。

次は、49ページになります。

17款1項1目財産貸付収入2節土地建物貸付収入の川内クリーンセンター分は、備考欄の下から三つ目の米印でございます自動販売機及びNTTドコモ中継局への貸地料でございます。

次は、55ページになります。

17款2項2目物品売払収入1節物品売払収入の川内クリーンセンター分は、備考欄の基幹的設備改修事業に伴う撤去費の売払収入及び資源ごみ

の売払収入でございます。

次は、65ページになります。

21款5項4目雑入1節雑入の川内クリーンセンター分は、備考欄の一つ目の米印、再商品化合理化拠出金及びPETボトル等有償入札拠出金でございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（成川幸太郎）** 資源ごみの売払収入が1,442万5,454円、地区コミに対する分別が1,799万9,000円なんですが、これは差額はどういうお金を充てていらっしゃるのか。

**○環境課長（上口敬子）** それぞれの自治会のごみステーションの中で集められたものを売り払ったものを地域のほうへ還元するという形を取っております。現在は、平成30年度にお支払いしたのは、その前々年の実績をもとにお支払いしている形になります。

そこで、今回、平成30年度が大分額が落ちてきておりますので、今後はこのままでいくと地区への分別報奨金のほうが、原資がなくなりますという説明を地区のほうへ御説明をし、自治会ステーションのほうを利用されるような取り組みもお願いしますというようなお願いもしたところでございます。

**○委員（成川幸太郎）** 一つは、ごみ袋の質問をさせてもらったときに、その中で収益が出ているのは衛自連の運営とそういった差額が出たときのその差を埋めるためにも使うんだということを言われたんですけども、実際に衛自連に補助が140万円出て、その補助のところの決算額というのには、運営として200万円ぐらい出ているんですけども、実際に衛自連の決算というのはこれだけじゃなくて、実際にごみ袋を売った売り上げとか、収入はまた別にあるというふうに捉えていいんですか。

**○環境課長（上口敬子）** 衛自連におきましては、市から補助をしている一般会計と別にごみ袋の収益事業に係る部分は特別会計を組んで事業運営をいただいているところでございます。

**○委員（成川幸太郎）** それは衛自連のことだからここからは出てこないんでしょうけども、実際には、それは市の業務として関連しているので、

そこらが我々も市民から説明を求められたときに非常に説明しづらい部分がある。コミュニティの会長はわかっているのかもしれませんが、何かわかるようなことができればいいと思います。そこがもっと明確にわかるような形でお示しいただければというのがあります。それは要望です。

それと、もう一つだけ。花いっぱいまちづくり推進事業費が少しずつふえてきて、昨年度は664万円ということだったんです。実は、国体の審査をしている中で、国体のほうでも花づくりいっぱい運動をやっているということなんです、これは環境課とは連動をしているのでしょうか。

**○環境課長（上口敬子）** 国体に向けての花いっぱい運動についての御質問でございました。

国体のほうでは会場周辺を彩る花いっぱいという形で予算も執行されていらっしゃいます。環境課のほうでは、まちづくり全体としての花いっぱい運動をするという形で、お互いに情報を共有しながら連携して進めさせていただいているところです。

**○委員（成川幸太郎）** 情報は共有されているということで。ただ、環境課分と国体がやっている分、同じ薩摩川内市でお金を使うのであれば一体化して、それが本当に市民に花いっぱい運動でお金を使っているんだよ。

実を言うと、国体に向けて、太陽国体のときはすごい花が目立った。来年は、今回の国体では薩摩川内市はそういう取り組みをしないのかという声も聞こえてきたんです。環境課がそうやって取り組んでいるのと、国体推進課がやっているのと、それが一体化して市民の目の前に見れるような動きになればというのがひとつあります。

国体のほうで質問をしたときには、去年は苗が育たなかったけど、ことしは、準備大会のところはそこそこ埋まりましたということだったんですけど、行かない人には見えないんです。観戦の会場に向かう道路沿いに花が物すごい目立つとか、町全体にできなくても会場に至る付近に目に見えるような花いっぱい運動ができればというのを感じましたので、ぜひ、また連携を取りながら、特に来年の本番に向けてはしっかりした、さすが薩摩川内と思われるような取り組みをしていただきたいと思います。お願いします。

**○委員（永山伸一）** 1点だけ。ごみ処理施設の

関係です。

甕島のクリーンセンターに関しては休止しているんだけど、下甕の煙突を解体するために4,000万円からの予算執行で大分あったんですが、まずは葬斎場も含めて監査意見書にもありますように、甕島地域における葬斎場やクリーンセンターのあり方、これについては指摘があって、監査委員からの指摘があって、どのような今後の方向性をお持ちなのかが1点。

それと、最終処分場で単独施設が甕島を含めて10カ所ある。現時点では川内の木場茶屋が太陽光パネルを設置して有効利用されています。他の施設についても水質検査やいろいろ維持管理もされているんだけど、毎年話題になるんですが、有効利用策、そこら辺をどのように、今後この実績を受けてどのようにお考えなのか、そこら辺をお示してください。

**○環境課長（上口敬子）** 2点いただきました。

まず最初に、甕地域の環境施設の今後の方針ということで、クリーンセンターの今使っていない部門の施設、それから、葬斎場の関係について、監査委員のほうからも要望がございました。それを受けまして、次年度、葬斎場等については現状調査、それから、今後どのような方向性で持っていけばいいかというような調査を実施して方向性を見出そうと考えているところです。

もう1点、最終処分場の用途廃止したところの有効活用ということでございました。現在、用途廃止した最終処分場について、利用をしたいという申し出がある件数がございまして、その実現に向けて、課題整理を現在行っているところがございます。まだ協議の段階ですので、詳細についてはここぐらいまでと控えさせていただきたいと思います。

**○委員（永山伸一）** わかりました。

まずはクリーンセンター及び葬斎場、葬斎場のほうも火葬件数は当然あるんですが、葬斎場を利用している、火葬とは別に斎場等の施設利用という分では相対的に少ないという面からすれば、多分、蘭牟田瀬戸架橋が開通されれば火葬場は1カ所でも、これから行けばそんなに不自由はないかというふうに考えますし、クリーンセンターも使っていないやつをそのまま、解体費用がかかるからということなんだろうけれども、そこら辺の、

甌が今、いろんな形で大きく甌はひとつ推進課で動いていますんで、これもあわせて、一緒に今後の方向について検討されたいということ。

それから、最終処分場の関係ですけれども、それぞれ旧町村の施設が、あまり言いたくないけれどもそのままであるという部分を考えてときに、やはりいつかの時点で処理をしていかなければいけないんじゃないかというふうに考えていますんで、そこについてもあわせて今後検討いただきたいというふうに要望をしておきます。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

#### △市民課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、市民課の審査を行います。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** では、決算附属書をお手元に準備いただきまして、43ページでございます。

一つ目の部に係ります総合的な調整に関するところでございますが、財政運営プログラムに沿いました予算編成方針、予算の編成、また、決算の総括及び部内予算執行、部内会議等の定期的な開催を行いまして、部内の連携強化を図っているところでございます。FMさつませんだい、30分オリジナル番組のあおまる暮らしの情報等におきまして、部内の情報を発信、市民への周知を図っているというのがこの施策の一つでございます。

二つ目、2の人権教育・啓発に関する部分では、平成26年6月に人権教育・啓発基本計画を策定いたしました但、これに基づきまして、庁内の推進会議において決定されたもろもろの取り組みについて、その啓発等にも取り組んでいるところでございます。

人権対策事業審議会等におきましては、その取り組み状況について意見を交わさせていただきながら全体の進捗を見ているところでございます。

東郷小学校につきましては、人権の花運動という形で取り組んだ事例がございます。

3番目の交通共済事業についてでございますが、共済事業へ加入推進等、事故に遭われた方に対します災害見舞金等の請求処理事務のほうを実施しております。

めくっていただきまして、4番目、戸籍及び住民基本台帳に関するところでありますが、これにつきましては、法令に基づきまして、窓口異動処理等の事務を実施したものでございます。

右側のページ、45ページの5番目、住民基本台帳ネットワークに関する部分では、住民基本台帳のネットワークのセキュリティ強化に努めております。また、あわせて事務の効率化、住民サービスの向上に努めたところでございます。

なお、平成29年10月より本市に本籍がある市外住民登録者に対しましてもマイナンバーカードを使つてのコンビニ交付が開始されたところでございます。さらに、平成30年11月から市民課フロアにおきまして、コンビニ交付サービス端末と同機能を備えた画面タッチでの証明交付ができるようにシステムの運用を図ってきたところでございます。

めくっていただきまして、46ページの個人番号カードの交付に関する部分でございますが、個人番号制度の概要、カードの申請の事務の内容等につきまして、市のホームページ、FMさつませんだい等で広報周知を図つて、交付の促進を図っているところでございます。

また、通知カードの受領状況と個人番号カードの交付状況につきましては記載のとおりでございます。平成30年度末の通知カードの未受領者につきましては、④760件、未受領者は全体世帯の1.64%となっております。また、カードの交付済みにつきましては、④で1万3,939件、市に到着しましたカードの交付率は92.54ということで、数字的には高くなつてきたところでございます。

**○委員長（中島由美子）** 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民課分について、当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛） それでは、歳出について説明をいたします。

決算書の 8 1 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目一般管理費のうち市民課分は、備考欄 9 行目にあります市民政策調整費で、支出済額 1 億 9 6 万 6, 2 2 6 円で、電話交換と行政事務嘱託員 5 人分の報酬及び職員給与費 5 人分と市民福祉部の行政情報発信のため、FM ラジオ放送業務委託が主なものでございます。

5 0 万円以上の不用額は、3 節職員手当等の不用額のうち時間外勤務手当で、市民福祉部内各課が事務効率化等に積極的に取り組んだための執行残になります。

続きまして、9 3 ページをお開きください。

同款同項 1 2 目市民相談交通防犯費のうち市民課分は、備考欄一番下にあります市民相談事務費の市民課分及び次ページの備考欄中ほどに記載の交通災害共済事業費合わせまして、支出済額 1, 2 0 2 万 6, 2 2 0 円でございます。市民相談事務費の主な支出は、1 3 人の委員で 2 回開催しました人権対策事業審議会委員報酬と川内人権擁護委員協議会への負担金でございます。

交通災害共済事業費の主な支出は、県市町村交通災害共済給付事業負担金は雑入で受け入れた加入申込金を県市町村総合事務組合へ支出する負担金でございます。

なお、5 0 万円以上の不用額としまして、1 9 節負担金補助及び交付金の不用額となった理由は、交通災害共済加入申込金のほとんどが 2 月から 3 月に収納されることから、正確な収入見込みが立てられず、3 月補正予算での減額対応ができなかったことによるものでございます。

続きまして、1 0 1 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費で、支出済額 2 億 7, 5 0 3 万 5, 3 5 9 円でございます。備考欄のほうをごらんください。戸籍住民基本台帳費の主な支出は、本庁・支所 1 5 人の行政事務嘱託員報酬及び本庁・支所 2 6 人の職員給与費などの人件費のほか、戸籍・証明発行システムの保守委託や更新機器一式の賃借料などでございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の主な支出は、住民基本台帳ネットワーク機器一式の保守委託及び更新機器一式の賃借料ほか、コンビニ交付に係る運営負担金となっております。

次の個人番号事業費の主な支出は、行政事務嘱託員 2 名の報酬と、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金であります。

なお、5 0 万円以上の不用額として、1 9 節負担金及び交付金の不用となった理由は、当初、国より示された見込み額より実際の請求額が減ったものによるものですが、国からの最終決定が 2 月であったため、3 月補正予算での減額対応ができなかったものによるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

2 5 ページをお開きください。

1 4 款 2 項 1 目 1 節総務手数料のうち市民課分は、備考欄記載の戸籍手数料ほか 6 件で、収入未済はございません。

続きまして、3 1 ページになります。

1 5 款 2 項 1 目総務費補助金 1 節総務管理費補助金はマイナンバー関連事業の補助金で、希望する人には住民票と個人番号カードに旧姓の併記が可能となるように既存システムの改修を行うものと、個人番号カードを今後戸籍に連動させる作業の前段階としまして、外字情報を国が収集するための事業があり、いずれも 1 0 割の補助となっております。

同目 1 7 節個人番号カード交付事業費補助金は個人番号カード交付に係るもので、事業実施に対する全国市町村割の補助金と事務経費が交付されるもので、いずれも 1 0 割補助となっております。

次に、3 7 ページです。

1 5 款 3 項 1 目総務委託金 1 節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の住所異動等に伴う事務費で、国の交付基準と人件費と物件費の委託金があり、1 0 割補助となっております。

次は、4 5 ページになります。

1 6 款 3 項 1 目総務費委託金 1 節総務管理費委託金のうち市民課分は、次ページ備考欄上段の地域人権啓発活動活性化事業委託金で、指定された小学校が行う人権の花運動に係る経費で、1 戸当たり 5 万円の委託金で 1 0 割補助となっております。

同目 3 節戸籍住民台帳基本台帳費委託金の人口動態事務委託金は、出生・死亡等の状況を厚生労働省が把握するための調査で、前年度受理数から算出された委託金となっております。

次は、51ページになります。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち市民課分は、次ページ備考欄上から5行目の医療福祉対策基金の利子収入でございます。

続きまして、59ページになります。

21款5項4目1節雑入のうち市民課分は、63ページ備考欄の中段にあります4件で、主なものは、県市町村交通災害共済事業に係る会費、事務費、加入促進費収入でございます。収入未済はございません。

最後に、368ページの基金運営状況について説明をいたします。

市民課分は、表の上から10番目の医療福祉対策基金でございます。年度中の増減は利息分の2,000円の増で、年度末残高は1,742万円となりました。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

#### △市民健康課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民健康課の審査を行います。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、決算附属書の56ページをお願いいたします。

1の保健・医療体制の整備につきまして、救急医療体制の充実の分野では、休日及び夜間における救急医療を確保するため、病院群輪番制及び共同利用型病院運営事業により、その確保を図ったところであります。

一次救急医療体制の充実や休日・夜間の小児科、重症の対応や看護師を確保する体制を整え、安定的な看護師の確保に資するため、そのほかに川内市医師会のほうに運営費の一部を助成していると

ころであります。

また、市民の健康維持や高度医療の受診確保に資するため、高度医療機器の購入の一部助成、地域周産期母子医療センターとして認定されている済生会川内病院に対して運営費の一部を助成したものが入っております。

予防接種事故の救済に関しましては、予防接種による健康被害者を救済するため、予防接種法に基づき救済措置を実施したものがございます。

57ページをごらんいただきまして、診療所の運営管理につきましては、無医地区等の医療確保のため、川内地域、これは3月末をもって、条例におきましては本年6月の議会で条例の廃止をいたしました。川内地域の5診療所の管理運営を最終的に閉じた状況でございます。

巡回診療の実施につきましてであります。離島・へき地の特定診療科の医療を確保するため、県医師会、大学等の支援を受けて、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科等の無料巡回診療事業も実施しております。

健康づくり推進体制の充実につきましては、健康づくり推進協議会、食生活改善推進員の研修等を開催し、その資質の向上等を図ったところでございます。

2番目の保健センターの管理運営でございますが、これは、すこやかふれあいプラザ（川内保健センター）と各所地域の保健センターの維持管理に努めたところでございます。

下段三つ目の健康づくりの促進につきましては、乳幼児、妊婦の健診事業、健康教育等のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等の実施でございます。

なお、コウノトリ支援事業として不妊治療の助成事業を行っておりますが、平成30年度には130組の夫婦に対し助成金を交付、32名が妊娠に至ったという形での実績となっております。

こしき子宝支援事業につきましては、21名の方に産地から健診等で本土を訪れる際の旅費等の助成を実施いたしております。

さらに、制度を拡充しました産後ケア事業につきましては、7名、述べ57日の利用があったということでございます。

健康教育や健康相談の健康増進事業、自殺対策事業、がん検診事業などをこの項で実施いたして

おります。

60ページの感染症等の予防対策でございますが、BCG予防接種を初め、法に基づきます各種の予防接種を実施いたしました。なお、従来の風疹予防に加えまして、乳幼児に対するロタ、おたふくかぜ、子どもインフルエンザの予防接種について、市単独、任意で助成事業を実施しているところでございます。

次に、各診療所の主要施策につきまして、61ページでございます。これは、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計であります。ごらんいただきまして、里診療所を初め、6診療所の運営管理を実施いたしております。その中では、特定離島ふるさとおこし推進事業、国民健康保険調整交付金事業を活用しまして、医療機器等の整備を実施いたしております。

なお、一般会計からの繰り入れにつきましては約3億36万円となっており、昨年度と比べまして1,195万3,000円ほど一般会計から繰り出しがふえた、特別会計で言いますと繰り入れがふえたという形になっているところでございます。

**○委員長（中島由美子）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分について、当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（檜垣淳子）**歳出について御説明いたしますので、決算書の121ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費は、支出済額9億7,328万1,704円のうち市民健康課に係る支出済額は6億588万1,509円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。

事項、保健衛生一般管理費の主なものは職員32人に係る人件費でございます。

事項、予防接種事故救済措置費は、予防接種事故の被害者1名に対する障害年金が主なものであります。

事項、診療所管理費の主なものは、川内地域5カ所の診療所に係る維持費等であります。

事項、巡回診療事業費は、甕島4地域における特定診療科巡回診療に係る事業負担金等の経費が主なものでございます。

123ページをお開きください。

事項、保健対策推進事業費の主なものは、食生

活改善推進事業に係る食生活改善推進員への謝金等であります。

事項、地域医療対策費は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金や病院群輪番制病院運営事業に伴う補助金等が主なものであります。

次に、2目保健センター管理費は、支出済額2,970万8,055円で、備考欄の項目のうち、主なものについて御説明いたします。

まず、すこやかふれあいプラザ管理費は、すこやかふれあいプラザの維持管理に係る委託料や光熱水費であります。なお、同節の工事請負費2,071万9,000円のすこやかふれあいプラザ屋根改修工事は、平成31年度に繰り越しております。

事項、保健センター管理費は、本土地域4カ所、甕島地域2カ所の保健センター等の維持管理に係る委託料や光熱水費であります。

次に、3目保健指導費は、支出済額2億4,519万6,908円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

事項、保健指導費の主なものは、健康管理システム保守委託料及び同システムの賃借料であります。

事項、母子保健事業費の主なものは、妊婦・乳幼児健康診査に係る委託料、不妊治療費助成金等であります。

125ページをお開きください。

事項、健康増進事業費は、胃がん検診や乳がん検診などの業務委託料が主なものであります。

次に、4目予防費は、支出済額2億8,540万6,660円のうち市民健康課に係る支出済額は2億8,421万334円で、各種予防接種に係る委託料及び予防接種に伴うワクチン代が主なものであります。

なお、以上、御説明いたしました。歳出執行に当たって50万円以上の予算流用はありませんでした。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

13款2項2目保健衛生費負担金1節保健衛生費負担金、未熟児養育医療費負担金は、養育医療に伴う所得に応じた保護者の自己負担金であります。

17ページをお開きください。

1 4 款 1 項 3 目衛生使用料 1 節衛生使用料は、備考欄の中ほどに市民健康課分があります。すこやかふれあいプラザ施設使用料は、すこやかふれあいプラザの利用に伴う施設使用料、行政財産使用料は、ソーラーパネルの屋根貸しや自動販売機等の設置に伴う財産使用料でございます。

樋脇保健センター使用料は、樋脇保健センターの利用に伴う施設使用料、行政財産使用料は、西方診療所敷地内の電柱設置に伴う財産使用料であります。

3 1 ページをお開きください。

1 5 款 1 項 2 目衛生費負担金 2 節保健衛生費負担金、未熟児養育医療等負担金は、未熟児養育医療に係る国庫負担金で補助率は2分の1であります。

3 3 ページをお開きください。

同じく 2 項 3 目衛生費補助金 1 節保健衛生費補助金、妊娠出産包括支援事業補助金は、産後ケア事業に伴う国庫補助金で補助率は2分の1であります。

3 7 ページをお開きください。

1 6 款 1 項 2 目衛生費負担金 1 節保健衛生費負担金、未熟児養育医療費負担金は、未熟児養育医療に係る県の負担金で補助率は4分の1であります。

4 1 ページをお開きください。

同じく 2 項 3 目衛生費補助金 1 節保健衛生費補助金は、備考欄 6 行目からの 6 件が市民健康課分であります。まず、離島地域不妊治療支援事業費補助金は、甕島地域の特定不妊治療に係るもので補助率は3分の1、予防接種事故救済補助金は、予防接種事故救済に伴う補助率は4分の3です。

次に、健康増進事業費補助金は、健康増進法に規定された一般健診などの健康増進事業に係るもので補助率は3分の2、地域自殺対策緊急強化事業補助金は、自殺対策に係る心の健康づくり講演会や自殺対策強化月間の横断幕設置などの自殺対策に係るもので、補助率はそれぞれの事業に応じた3分の2と2分の1になっております。

次の離島地域出産支援事業補助金は、こしき子宝支援事業に係るもので補助率は3分の1、共同利用型病院運営事業補助金は、入来、祁答院地域の救急医療施設に対する同補助事業に係るもので補助率は3分の2であります。

4 7 ページをお開きください。

同じく 3 項 3 目衛生費委託金 1 節保健衛生費委託金は、医師免許等の交付進達等の業務に係る県からの権限移譲事務委託金で、件数割であります。

4 9 ページをお開きください。

1 7 款 1 項 1 目財産貸付収入 1 節土地建物貸付収入は、備考欄の下段ほどが市民健康課分で、入札によるすこやかふれあいプラザの自動販売機の設置に係る貸家料であります。

6 3 ページをお開きください。

2 1 款 5 項 4 目雑入 1 節雑入で、市民健康課分は、備考欄の下段ほどの 6 件が市民健康課分で、それぞれ実習生受入謝金、コピー代実費収入、私用電話料、健康教育等実費徴収金、保健センターに係る光熱水費等実費収入、電気・水道料実費収入金であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）小児科医確保対策支援事業についてお尋ねしますけれども、平成 3 0 年度からということで、済生会病院とほか 1 件ということで、市のほうで補助金が 6 0 0 万円、自主財源で 1, 0 0 0 万円ということですが、これについての成果を説明いただきたいと思います。

○市民健康課長（檜垣淳子）済生会病院のほうは、先生のほうが 3 名から 4 名に増になっております。あと、もう一つが入院施設を持った小児科病院ということで、関小児科のほうに補助金を継続的に支援することができたということが成果になります。

○委員（福田俊一郎）その人員体制で十分対応できているという状況で理解していいのかということと、あと、補助金が 6 0 0 万円出ていますけれども、済生会が 3 人から 4 人、また、関先生のところでもということなんですけれども、補助金は一定でずっと、一律でこれからの補助金の交付も定額で出していくのか、それとも、自主財源の、要するに長く勤務すれば給料は当然上がっていきますけれども、その分については自主財源で、それぞれの病院、クリニックが自分で支払っていくのか、そこだけちょっと説明いただければと思います。

○市民健康課長（檜垣淳子）補助金の額です

けれども、関小児科のほうは別の先生をお願いしたときに、その日数に応じて補助金をしております。済生会も同じように一定額の掛ける日にちということで補助金のほうは交付しております。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 今、説明をしたとおりなんですけども、要は満額を補助しているわけではなくて一定額ということですので、不足する分については自院のほうで御負担いただいているという形になります。

それと、体制がこれで十分かということについてなんですけど、やはり小児といった部分から言いますと、緊急のものもございますし、体制的にはふやしたいという考え方が地域にはあるんですけど、なかなか医師の確保が難しいということで、現状は確保できるぎりぎりの線でこの運営がなされているというふうに御理解いただければと思います。

特に、関先生のところにつきましては、病児とかのこともいろいろされておられますので、言い方は悪いんですけども、経営的な支援をこういう運営という形ですること、どうにか維持していただいているというような状況でございます。

これからの補助金の動きにつきましては、課長も申し上げましたとおり、一定のルールに基づいて単価掛ける日数というような考え方でしておりますので、今後につきましても、その考え方に基づいて事業が継続されるということであれば、その間は支援が必要だというような判断をしているところでございます。

**○委員（森満 晃）** 平成29年度から子どものインフルエンザに対する補助の助成が始まっていると思うんですが、平成30年度における人数は出ているんですけども、助成の補助金の額がわかりますか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 就学前は一人当たり2,000円掛ける2回になります。あと、小学生は1,000円掛ける2回、あと、中学3年生と高校3年生は2,000円の1回という形になります。

**○委員（森満 晃）** 時期的には、去年は通常の時期の流行の始まりだったんですか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 予防接種の時期は10月から12月の間に予防接種の補助という形で出しておりますけれども、時々、夏にインフ

ルエンザが少しはやったりとかいう部分はありませんが、どうしても予防接種を受けてから期間が必要でありますので、10月にうけていただいて、3月ぐらいまでの間には免疫が続くというような形で、今、助成はしているところです。

**○委員（森満 晃）** ことしが少し全国的にということではやりが始まっているのかと、その辺の補助の予測とか、その辺はどのように見られていますか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 言われるとおり、鹿児島市内とか学級閉鎖とかありましたけれども、補助としましては、ことしも10月から12月ということで考えております。

**○委員（福元光一）** 離島地域の不妊治療支援事業とか、出産支援事業と執行されているんですけど、何名だったのかわかりませんが、やはり予算を執行されて、対象者に対してすごくよかったという声が届いているのか。

離島は人口減少で手厚い保護というか、それなりにやってやらんと子どもがいないと人口が少なくなるわけですから、とにかく離島で生活できる、生活して楽しいというような予算措置をしてあるのか。不妊治療と出産支援事業、何名分でこれだけだったのか、ちょっと。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 附属書の58ページに実績は書いてあるんですけども、助成の数としましては130人の207件の申請ということになります。

不妊治療の甑島のほうは一人が助成を受けていらっしゃるという形で、この不妊治療に関しては旅費まで補助するという形で実施しております。

あと、こしき子宝支援事業のほうは21人の申請で、旅費助成の回数としては184件ですので、妊婦健診で出てこられた分は全部補助しているという形になります。

**○委員（福元光一）** 大変な環境のところに住んでおられるんですから、また、部長と協議をして、なるべくたくさん予算を確保して、離島の方々に補助金をやってもらえるようにしないと、甑地域は大変なことになっていくと思いますから、よろしく願いいたします。

**○委員（成川幸太郎）** 産後ケア事業でちょっとお尋ねしますが、利用者数が7名で利用延べ日数が57日というのは、大体想像は一人の人が



何日か使われたというのはわかるが、その下の応援券利用者数が396人ということになっているんですが、この応援券を使った産後ケアの応援というのはどういったことにこの券を使って、結局、上の7名とは全然違うということですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）産後ケア事業のほうは、助産所で育児不安があったりとか、母乳の与え方がわからないとか、そういうトラブルがあるとか、そういう方々に対して一人当たり最高14日分の補助をしております。なので、これはそれぞれ日数が違いますので、7人の57日というふうになっております。

あと、産後応援券のほうは、先ほど言いました乳房のトラブルだったり、あとは骨盤ケアだったりとか、そういう在宅にて少しそういうところが気になるという方が助産師さん、あるいは病院で、そういう支援を受けて、そのときに使える応援券になります。

○委員（成川幸太郎）これは、使われる方はふえてきつつあるんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）増加しております。

○委員（成川幸太郎）ふえてくるとすれば、それに対応する病院、産科が非常に少なくなっているということですし、助産所というところは今は見ないんですけれども、そこら辺のケアする人の人数というのは十分足りているのでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子）グループ長が答えます。

○健康増進第2グループ長（井上聡子）薩摩川内市内の産婦人科、医療機関で産後ケアの事業をいただいているのと、在宅の助産師さんが分娩を取り扱わない助産所として保健所に登録をいたしまして、助産所開設した形で骨盤ケアであるとか、乳房ケアという形で事業の展開をいただいております。

○委員（成川幸太郎）分娩を扱わない助産所というのは何軒くらいあるかわかりますか。

○健康増進第2グループ長（井上聡子）市内の助産所が3カ所、市外の助産所が4カ所です。医療機関は市内2カ所、市外2カ所の医療機関に委託をしております。

○委員（川畑善照）附属書の59ページのがん検診事業費ですが、この数字を見てみますと、対

象者が胃がん、肺がん、大腸がんは数字が一緒ですが、子宮がんと乳がんの数字が違うのと、もちろん前立腺は男ですからなんでしょうけど、この違いの原因と、それから、受診率が胃がん検診が極端に少ないんです。前立腺がんは前平成天皇のときに確か新たに始めた診察だと思うんですが、胃がん検診が極端に少ない理由と、それから、これを年度別に前年対比やら、今後、アピールするのに広報紙はもちろんです、いろんな対策を講じられているんですか。例えばFMとか、あるいは何かほかの方法はされているかお知らせください。

○市民健康課長（檜垣淳子）まず、対象者数なんですけれども、胃がん、大腸がん、肺がんの場合は40歳以上の男女になりますので同じ数字になります。あと、子宮がんは20歳以上の女性になります。乳がんのほうは40歳以上の女性ということで人数が違っているところであります。

あと、胃がん検診が低いというのは、今、検診自体がバリウムの集団検診になっておりますので、なかなかもう胃カメラを受けられたりとか、そういう方々の把握ができていない状況で、対象者としては全人口になりますので、そういう形でちょっと受診率が低いのかなというのは思っております。

ただ、先ほど言われましたように、広報紙とかということでございますけれども、申し込みを取るときに全世帯に申込書をお送りするんですけれども、そここのところにがんがふえていますとか、自分でがん検診を受けるとこれだけかかりますというような、あと医療費とかそういうのを、ちょっとパンフレットはつけさせていただいて、ぜひ申し込みをしてくださいというようなこととか、あと、広報紙を利用したりとかして広報はしているところなんですけれども、なかなか伸びないのが現状であります。

○委員（川畑善照）割と、先ほど言われた胃がんはバリウムだから嫌う人もいるかもしれません。ただ、前立腺がんは血液検査だけですので、これはどんどん、結構知った方が何人も引っかかっていろいろされていらっしゃるようですので、これは大事なことだと思います。早期発見、早期治療が大事ですので、そういう点ではぜひPRを力を入れていただきたいと思います。

○委員（永山伸一）2点、ちょっと教えてください。

1点は、保健センター管理費で、当初予算で措置していた工事請負費を工法に不測の期間を要したということで繰り越したという件がありました。これは完成しましたか。それが1点。

もう一つ、これは私の勘違いなのかもしれませんが、予防接種事故の救済ということで、予防接種事故救済措置費です。補助が4分の3ということ、さっき説明があったんですけど、私、これは予防接種法に基づく法定受託なわけで、事故が起きたときに自治体が負担すべき案件なのかというふうにちょっと疑問に思ったんですけど、そこをちょっと教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）保健センターの屋根のほうですけれども、4月25日に完成をいたしましたので、大変申し訳ありませんでした。

あと、予防接種の事故の措置に関しては、補助率は4分の3です。

○市民福祉部長（上大迫 修）ちょっと私も勘どころでしか答えられないんですけど、確かに予防接種事故に関しては国のほうでの接種項目に対して事故が発生しているので、全額国費だという考え方が多分正しいんだろうと思います。

ただ、昨今の交付税等と絡みを含めて、地方が負担する分を地方財政措置ですというところが多分あったんじゃないかと思います。ですから、国から直接4分の3入ってくるんだけど、不足の分については、地方財政措置のほうで4分の1を見て全額国庫負担という形になっているのかもしれませんが、そこを確認しないとはっきりと言えませんので。申しわけありませんが。また勉強をさせていただいて。

○委員（永山伸一）今の予防接種の事故のことに限っては、また後ほどお知らせください。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）自殺対策事業費なんですけれども、対面の相談を月に1回やられているんですが、どのくらいの方が訪れてこられたのか。そして、実際、自殺者の推移というのはこの間どう

なっているのか教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）自殺者の推移なんですけれども、今持っている資料で、平成21年が20人、平成22年が30人という形で多かったんですけれども、平成28年が17人、平成29年が17人ということで、今はちょっと減少して、少しまだ下がらない状況でありますけれども、年間17名ぐらいが自殺ということで死亡されております。

相談の件数ですけれども、年間で毎月開催はしているんですけれども、毎日一人ぐらいで11名、実績は11名ということになっております。

○議員（井上勝博）毎月一人ということですが、同じ人なのか、それとも全く違う人たちなのか、どうなのでしょう。

○市民健康課長（檜垣淳子）数回受けられる方もいらっしゃるんですけど、新しい方が多いです。あとは、治療に結びつけたりとか、ほかの専門的な相談に結びつけたりとかしている状況です。

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止します。

△議案第116号 決算の認定について  
（平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第116号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）歳出について御説明いたしますので328ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、支出済額5億5,783万5,877円で、事項、一般管理費は、甕島の各診療所の運営費であり、職員36人、看護師等の嘱託員38人の人件費が主なものです。

2目研究研修費は、支出済額555万2,040円で、事項、医師研究研修事業費は、医師会等の負担金、各種学会、研修会等への参加旅費等が主なものであります。

330ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費は、支出済額 7,210 万 8,823 円で、事項、医療用機械器具費は、X 線 C T 装置保守点検業務委託や超音波診断装置一式などの備品購入など、医療用機械器具類の整備及び維持補修が主なものであります。

2 目医療用消耗器材費は、支出済額 3,211 万 1,181 円で、事項、医療用消耗器材費は、注射針や医療用酸素などの医科・歯科消耗品、臨床検査業務委託などの委託料が主なものであります。

3 目医薬品衛生材料費は、支出済額 2 億 2,147 万 4,783 円で、事項、医薬品衛生材料費は、各診療所における医薬品購入費が主なものであります。

2 項 1 目給食総務費は、支出済額 34 万 7,232 円で、事項、入院給食一般管理費は、上皿及び手打診療所の入院給食に伴う消耗品購入、調理室網戸などの備品購入が主なものであります。

2 目給食用材料費は、支出済額 506 万 8,995 円で、事項、入院給食材料購入費は、上皿及び手打診療所の入院給食用の賄い材料費が主なものであります。

続きまして、4 款 1 項 1 目元金、支出済額 883 万 7,616 円で、事項、長期債償還元金は、長期債償還の元金に係る分であります。

2 目利子は、支出済額 135 万 3,836 円で、事項、長期債償還利子は、長期債償還利子に係る分であります。

次の、6 款 1 項 1 目予備費については、執行はありませんでした。

なお、以上、説明いたしました歳出執行に当たって、50 万円以上の予算流用で対応した分がありますので御説明いたします。

別冊の議会資料、50 万円以上の節間流用一覧をごらんください。

市民健康課分の一般会計における 50 万円以上の節間流用は、資料 2 ページの 20 番で、事項、上皿診療所一般管理費の 6 節修繕料で、予算措置していた上皿診療所内設備修繕の執行を予定しておりましたが、工事請負費での執行が適正であると判断したため、同項目 15 節工事請負費に 92 万 4,000 円を予算流用し、予算執行したものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますの

で、318 ページをお開きください。

1 款診療収入 1 項入院、2 項が外来のそれぞれ各保険者からの診療報酬や自己負担金等で、3 項その他収入が各種健診や予防接種の受託料等であります。

なお、1 項入院収入 1 目国民健康保険診療報酬において 5,070 円の収入未済は、保証人もいないまま入院となり、本人が死亡し、妻とは離婚、子どもは財産放棄手続きを行っており、現在、相続人と思われる弟さんと連絡を取っておりますが、現在まで連絡が取れない状況で収入未済となっているものでございます。

5 目一部負担金において 2 万円の収入未済額を計上しておりますが、これは入院していた本人が死亡した後、夫が分割納付に応じ、現在も分割納付を継続しているところでございます。

2 款使用料及び手数料は、医療従事者の住宅使用料、診断書作成手数料であり、4 款県支出金は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は 10 分の 8 でございます。

7 款繰入金は、一般会計繰入金と国保特別会計繰入金であります。

9 款 2 項 2 目雑入は、各施設の嘱託医の業務受託料、保険適用外の消耗品等であります。

332 ページをお開きください。

実質収支について御説明いたします。

歳入総額 9 億 469 万円、歳出総額同じく 9 億 469 万円で、歳入歳出差引額は 0 円で、実質収支額も 0 円であります。

最後に、財産に関する調書のうち市民健康課分の重要物品の車両及び衛生医療機器類については、366 ページに掲載してありますのでお目通しください。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

休憩します。再開は3時40分とします。

~~~~~

午後3時20分休憩

~~~~~

午後3時40分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保険年金課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について
（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、決算附属書の62ページをお願いいたします。保険年金課の分でございます。

1番目でございますが、国民年金に関する部分では、年金受給権の確保を図るために各種相談受付のほか、申請に伴う進達事務を実施しております。このほか、保険料減免の制度の周知、申請の受付等もやっているとございます。年金制度等も変わりますので、その広報活動、適正な事務推進に努めたところでございます。

63ページ、2でございますが、国民健康保険

事業の推進では、安定的な運営を確保するため、これは平成30年度から新国保制度のほうに動きましたので、そういった意味もですが、平成30年度におきましては、一般会計から、丸印でございますが、法定外としまして4,200万円の繰り入れを実施したところでございます。

3番目の後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診、人間ドック等の補助のほか、関係します特別会計への繰出金の拠出を行ったところでございます。

最後になりますが、国民健康保険及び後期高齢の特別会計に係る成果につきましては、国保が64ページから、後期高齢が67ページからというふうになっておりますが、説明のほうは割愛させていただきますと思います。

○委員長（中島由美子）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保険年金課分について、当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、平成30年度の一般会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の111ページの中段をごらんください。

まず、3款1項4目国民年金費であります。支出済額2,268万416円で、支出の主なもの、3節の嘱託員一人分の報酬及び職員3人分の給与費等で、老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要した経費でございます。

続きまして、127ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費でございますが、支出済額9億3,757万2,882円で、支出の主なものは、3節職員手当で、嘱託員一人分の報酬及び職員16人分の給与、28節繰出金の国民健康保険事業特別会計への繰出金等でございます。

平成30年度の繰出金につきましては、備考欄の保険基盤安定繰出金から出産一時金分繰出金までの法定内繰り出し及び支所の保健師の件費及び特定健診の健診委託料での財源支援で4,200万円の法定外繰り入れを行っているとございます。

次に、同目における50万以上の不用額について御説明をいたします。

28節繰出金につきましては、出産一時金に係る実績が見込みを下回ったことが主な理由でございます。

次に、同項7目後期高齢者医療対策費につきましては、支出済額18億840万9,248円で、支出の主なものは、13節委託料の長寿健康診査等委託料及び19節の負担金補助及び交付金の鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金及び28節繰出金の後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金でございます。

次に、同目におきます50万以上の不用額についてでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、広域連合の指示額により3月に減額補正を行ったところでございますけれども、見込みより実績額が少なかったことに伴う不用額でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただきまして31ページをお開きください。

15款1項2目衛生費負担金において、1節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうちの国庫負担分の歳入であり、負担率は国2分の1、県及び市が4分の1となっているところでございます。

続きまして、33ページをお開きください。

同款2項3目衛生費補助金においては、1節保健衛生費補助金のうち保険年金課分は、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。本補助金は、後期高齢者医療保険料に係ります被扶養者軽減の見直しに伴うシステム改修経費を国が全額負担するものでございます。

続きまして、37ページをお開きください。

同款3項2目民生費委託金においては、1節社会福祉費委託金のうち保険年金課分は、国民年金事務費交付金でございます。本事務費交付金は、国において標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正係数を乗じて算出をされ交付されるものでございます。

次に、同ページ下段の16款1項2目衛生費負担金におきましては、2節と3節が保険年金課分となりまして、2節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険基盤安定繰入金に係る県負担金でございまして、負担率は保険料軽減分が県

4分の3、保険者支援分が県4分の1となっているところでございます。

3節後期高齢者医療助成費負担金が、後期高齢者医療保険基盤安定負担金に係る県負担金で、負担率は県が4分の3でございます。

続きまして、64ページをお開きください。

21款5項4目雑入についてでございます。保険年金課分は備考欄の下段部分になります。鹿児島県後期高齢者医療広域連合より、後期高齢者医療制度事業補助金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金を受け入れているものでございます。これは、国・県支出金に該当しないため、雑入で受け入れているものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）決算の128ページの財政支援分の4,200万円についてお聞きいたします。

前年度までは2億5,000万円だったわけですね。県単位化に伴って4,200万円になって、今は確か法定外繰り出しが平成31年度はなくなっているという話だったと思うんですけど、違うんだったら訂正していただきたいんですけど、なぜまた単位化に伴って財政支援分が少なくなるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（山元 茂）1点目、4,200万円の繰り入れが本年度はなくなったということでございますけれども、本年度3,600万円の法定外繰り入れを平成31年度はやっております。

その分の経費がなぜ減ったかということでございますけれども、法定外繰り入れ自体が県が平成30年度より国保の事業者主体になりまして、今後、国保の保険税等も含めまして統一していく方向であります。そういう中で、さまざまな制度改正の中で、公費投入についてのいろんな問題がございまして、法定外繰り入れをするということの是非が、制度自体に、国保事業に国保税という目的税でやるべきところを一般会計から繰り入れて

いると、そういう状況の中、そういう経費を減らすことの方向に国が主導しているという点が1点と、もう1点は、今後、努力者支援制度等事業がございしますが、そういう中において、法定外繰り入れをしている市町村において、マイナス査定によって交付金が減るというようなことも、今年度も全国の協議会の中でそういう話もございまして、そういう支援制度の中でも法定外繰り入れをやめるようにというような方向になっている関係で、法定外繰り入れの金額が減っていつているものがございます。

○議員（井上勝博）しかし、国会での質問に対する答弁が、市町村に法定外繰り入れをするのは市町村の自主性の問題なんだというふうに国会では答弁しているわけです。しかし、一方では交付金を減らすぞと言っているという二重の裏表のような感じがあるわけですがけれども、やはり、単位化をする目的は、一つは国保があまりにも高すぎるから破綻寸前だということで進めていった、その理由にされていたわけですがけれども、一方では、国保税は下げないで法定外をどんどん下げていく、法定外繰り入れを少なくしていくとなると、下げてくれないんだということになっちゃうわけですよ。その辺が納得できないところなんですけれども、どうなのでしょう。

○保険年金課長（山元 茂）井上議員のお考えは一つの考え方であると思います。申しわけありません。

法定外繰り入れの財源を申し上げますと、一財からの繰り入れになります。ということは、国保以外の方の税金も含めた繰り入れという形になっています。国保税そのものは目的税として、その事業に充てる経費として保険料をもらっているわけでございますけれども、その中で、できる範囲で、今、県が示しております標準的な基本額よりも、前回の議会の中で市長が申し上げましたとおり、その標準額よりも下回った形で薩摩川内市は賦課をやっているところでございます。その中で、繰り出しの方向性も国に従っていく考え方で行かざるを得ないところがございますので、その法定外繰り入れをたくさんすることによって保険税率を下げるという考えはないということで、御回答させていただきたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止します。

△議案第115号 決算の認定について
（平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第115号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

決算書は299ページからになります。

なお、国民健康保険事業特別会計におきましては、費目が多いことから、款単位により簡単に御説明させていただきたいと思っておりますので、御了承方よろしくお願いを申し上げます。

それでは、歳出について説明申し上げます。

309ページをお開きください。

1款総務費は、支出済額2,443万4,889円で、支出の主なものは、1項1目一般管理費の国民健康保険被保険者証等作成業務委託、同項2目連合会負担金の県国民健康保険団体連合会負担金、2項3目賦課徴収費の納税通知書作成業務等委託、3項1目運営協議会費の国保運営協議会委員報酬でございます。

同款における50万円以上の不用額についてでございますけれども、1目一般管理費の13節委託料におきましては、第三者行為損害賠償請求事務等が実績を下回ったことに伴う不用額でございます。

次に、2款保険給付費は、支出済額80億9,481万3,800円で、1項療養諸費からページを開いていただきまして、311ページの5項出産育児諸費までの一般及び退職被保険者に係りますそれぞれの保険給付を支出をしているところでございます。

件数等につきましては、備考欄及び決算附属書の64ページから66ページに記載をしておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

ます。

また、３１１ページ中２項４目退職被保険者等高額介護合算療養費と４項２目退職被保険者等移送費につきましては、執行額がゼロとなっております。３月実績が確定するまでの間には、この支払いの可能性があるものでございまして、その金額を残したまま実績が上がらず、このような形になってしまったものでございます。

なお、同款、保険給付費におけます５０万円以上のそれぞれの不用額につきましては、給付費等の伸び等を勘案いたしまして、予算措置は行っていたものの、結果的に実績との差が出てまいりまして、その不用額が生じたものでございます。

改めまして、３１１ページをごらんください。

３款国民健康保険事業費納付金は、支出済額２３億５,３２０万２,５５８円で、１項医療給付費、２項後期高齢者支援金等分、３項介護納付金分等、それぞれ県に納付するものでございます。平成３０年度より国保制度改革に伴いまして、県が財政運営の主体となりまして、市町村ごとの国保事業費の納付金の額の決定や保険給付費に必要な費用を全額市町村に支払うこととなったため、その財源確保のために必要な納付金でございます。

同款におけます５０万円以上の不用額はございません。

次に、３１３ページから３１５ページにかけましての８款保健事業費は、支出済額１億５,４１８万７,９８１円で、１項特定健診保健指導事業費では、本土支所保健師業務嘱託員等の４人の報酬や特定健診・保健指導事業の経費でございます。

２項保健事業費では、糖尿病性腎症重症化予防事業や人間ドック利用補助金、レセプト点検嘱託員等三人分の報酬及びジェネリック医薬品差額通知事業などを執行したもののほか、３項早期介入保健指導事業費におきましては、特定健診の要指導ではない予備群の者に対して、早くから生活習慣病の改善指導を行います早期介入保健指導事業を実施したところでございます。

次に、同款における５０万円以上の不用額について御説明をいたします。

特定健診保健指導事業費の１３節委託料、疾病予防費の１３節委託料及び１９節の負担金補助及び交付金につきましては、執行見込件数と実績の差

異により生じたものでございます。

続きまして、３１５ページの９款基金積立金につきましては、支出済額３億１１万８,０００円で、国民健康保険基金で発生した利息相当額と平成２９年度決算繰越金の一部を基金を積み立て、今後の国保事業運営の不測の事態に備えるために基金へ積み立てたものであります。

続きまして、１１款諸支出金でございます。支出済額２億９,６１３万６,０４２円で、１項償還金及び還付加算金のうち、１目一般被保険者保険税還付金、２目退職被保険者等保険税還付金につきましては、国民健康保険税の過年度還付金となっております。

３目償還金につきましては、備考欄をごらんください。平成２９年度国民健康保険事業負担金及び平成２９年度国民健康保険特定健康診査保健指導負担金の精算に係る返納金でございます。

次に、２項繰出金につきましては、支出済額９,０５８万５,０００円で、直営診療所施設勘定への繰り出しと収納率向上対策事業としまして一般会計へ繰り出しをしたものでございます。

５０万円以上の不用額は、直営診療所施設勘定繰出金と収納率向上事業の繰出金で、県の調整交付金の対象事業のため、事業内容により交付額が変動するため、確定時期が年度末になり、補正ができなかったものでございます。

次に、１２款予備費につきましては、平成３０年度は執行はございませんでした。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

お戻りいただきまして３０３ページをお開きください。

初めに、歳入の１款国民健康保険税及び２款１項２目督促手数料並びに３０５ページの１１款１項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課により御説明を申し上げることになりますので、初めに税務課より決算状況を説明した後、保険年金課の御説明をさせていただきたいと思います。

○税務課長（道場益男） 国民健康保険税の収納状況につきましては、収納課分も合わせて説明をいたします。

３０３ページになります。

１款１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税は、収入済額１５億９,０８３万６,９６３円、２目退職被保険者等国民健康保険

税は、収入済額1,954万1,410円。

国保全体の収入済額は、一番上の行になります
16億1,037万8,373円でございます。

不納欠損額は、一般分で3,878万
8,925円、退職分で182万5,740円、合
計4,061万4,665円で、件数は
2,698件でございます。

収入未済額は6億9,886万609円で、内
訳は、現年度課税分が1,248人で、1億
1,347万8,363円、滞納繰り越し分が
2,339人分で5億8,538万2,246円と
なっております。備考欄記載の歳入還付未済額は、
合計で34万9,496円となります。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料2目
1節督促手数料は、収入済額129万
6,600円です。

不納欠損額は23万3,900円、収入未済額
は296万1,750円、還付未済額が
1,700円でございます。

次に、305ページをお願いします。

11款諸収入1項延滞金加算金及び過料は、
1目一般分及び2目退職分の延滞金で、収入済額
1,186万4,301円でございます。過料はご
ざいせん。

○保険年金課長（山元 茂） 4款療養給付費
交付金は、支払基金から退職者医療分に係る療養
給付費等の過年度未払い分について交付をされた
ものでございます。

続いて、6款2項1目保険給付費等交付金につ
きましては、本市における医療費等に係る普通交
付金及び備考欄に記載分の特別交付金として交付
をされたものでございます。

305ページをお開きください。

8款1項1目利子及び配当金につきましては、
国民健康保険高額療養資金貸付基金等の利子収入
でございます。

続きまして、9款1項1目一般会計繰入金につ
きましては、保険基盤安定繰入金、財政化安定支
援事業繰入金、出産育児一時繰入金等の繰入金の
法定内繰り入れのほか、国保事業の財政支援のた
めの法定外繰り入れを4,200万円行っており
ます。

307ページをお開きください。

11款3項2目一般被保険者第三者納付金、

3目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等
により、国保による治療を受けた場合、その費用
を加害者から損害賠償金として受け入れるもので、
国保連合会からその分を納付をされるものでござ
います。

4目一般被保険者返納金は、調定額880万
2,621円、収入額98万6,213円、収入未
済額781万6,408円で、収納率は
11.20%でございます。

5目退職被保険者等返納金は、調定額
6,370円、収入額6,370円で、収納率は
100%ございました。

返納金につきましては、資格喪失後の受診や負
担割等の変更に伴う一部負担金の返納でございま
して、毎年発生するものであり、その都度、納付
依頼は行っておりますけれども、面談や電話、文
書等、さまざまな形で納付相談を行いましても、
結果的に192件が収入未済となったところでご
ざいます。

詳細につきましては、決算資料の225ページ、
収入未済額の状況に記載をしてございますので、
後ほどお目通しをいただきたいと思います。

また、本年度において、収入未済額がふえた要
因といたしましては、対象者の増に伴うものでご
ざいます。

続きまして、6目雑入につきましては、健康づ
くり教室の参加者負担金や療養給付費等一部負担
金などを受け入れているところでございます。

詳細につきましては、決算資料の28ページ、
雑入調べに記載をしてございます。

それでは、317ページをお開きください。

実質収支につきましては、歳入総額114億
106万7,000円、歳出総額112億
2,289万5,000円で、歳入歳出差引額1億
7,817万2,000円、翌年度へ繰り越すべき
財源はなく、実質収支額は1,000円未満を切
り捨てた1億7,817万1,000円となっております。

次に、財産に関する調書につきましては、保険
年金課分は、特定基金の国民健康保険基金が
368ページに、運用基金の国民健康保険高額療
養資金貸付基金につきましては369ページにそ
れぞれ記載をしてございますので、基金残高等に
つきましては後ほどお目通しをいただきたいと思

います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）１点だけちょっと御説明をいただきたいと思いますが、出産育児諸費で４，２００万円当初予算で計上して、支出済額が２，６８４万５，０００円ということで、不用額が約１，１００万円になっていますけれども、これは例年とすると、平成３０年度の出産、子どもの生まれた人数が少なかったということで認識しているのか。内容について、ちょっと説明してください。

○保険年金課長（山元 茂）出産一時金につきましては、３月の補正のときに母子手帳の発行見込みであります、実績等に基づいて補正を組んでいるところでございます。

そこで、この不用額が出たていいいますのは、見込みよりも若干数が少なかったというところもございましょうし、最初の数字の精査の部分で大きな不用額が出てしまったという、積算ミスの部分も若干ありまして、このような結果になった次第でございます。

○委員（福田俊一郎）４分の１と金額が大きかったものですから、どこかで落とすことができたんじゃないかと思ったところでした。今回、いろいろ流用等も多いようですので、こういった場合にはどこかで金額を落としてもらったほうがいいかと思います。

○保険年金課長（山元 茂）ただいまの委員の御指摘のとおり、今回、精査をいろいろしてまいりまして、まだまだその精度を上げられる、実績に伴う不用額ではございませんで、当初の積算から補正の積算に至るまで、もう少し精度も上げられる分もございましたので、そこについては来年度以降しっかりとやっていきたいと思っております。申しわけございません。

○委員（福元光一）この決算書の３１７ページの実質収支に関する調書で、やはり歳入歳出差額が１億７，８１７万２，０００円ってなっているんですけど、この国民健康保険事業に関しては、よく共産党の井上議員が健康保険料が高いんじゃないとか、いろいろ質問をされるんですけど、この差額が１億７，８１７万２，０００円あったと

いうことは妥当な国民健康保険事業で、これだけの極端に言ったら黒字です。こういうふうな妥当な事業をやってこういうふうになったという証ですよね。

○保険年金課長（山元 茂）そのとおりでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）先ほどはちょっと正確に言えなかったんですけど、都道府県単位化のやる背景に、国保の構造的な問題ということで、所得水準が低く保険料の負担が重いというのが背景にあるんだと。だから、都道府県単位化するんだということであれば、その保険料の負担を軽くしてくれるのかと思っているとそうではないみたいなんですけど、今後は、この構造的な問題はどういうふうに解決されていくんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）構造的と言いますか、今、制度が平成３０年度に県に移行になりました。そういうことで、県が財政運営主体になったり、その保険税の賦課の部分と言いますか、そういう部分での御回答でよろしいでしょうか。制度概要ですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）平成３０年度から新国保制度に移る場合に、持続可能な国保制度とするという背景のもとに今回されました。議員の御認識の中で、今の国保制度については、健保組合のに比べて掛け金が多いとかいう形の部分言われているんですけど、その構造的なものについては、社会保障制度については国の審議会等もありますので、その中で今後どうするのか、まさしく国政の中で議論されるべき話であるというふうに思います。

国においても、１００歳までの人生設計の中で社会保障制度をどうするのかとありますので、そちらのほうに議論をゆだねるしかないというふうに私どものほうとしては考えているところです。

今、一自治体として制度のほうがかうあるべきといった形の見解は、なかなか難しいというふうに思いますので、慎重なる審議のほうを国のほうでしていただいて、そういう制度上の問題がある

とすれば、社会保障制度全体としてどうすべきなのかという回答を示されるべきだろうというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第118号 決算の認定について
（平成30年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）次に、議案第118号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）平成30年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

決算書は、352ページからとなります。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

決算書の358ページをお開きください。

1款2項1目徴収費でございますけれども、支出総額15万6,022円で、これは保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額11億8,515万7,946円で、これは広域連合への保険料等の納付金で、徴収した保険料と保険基盤安定分を合わせて納付をするものでございます。

50万円以上の不用額は、保険料納付金の広域連合への支払い実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

4款1項1目保険料還付金は、支出済額50万500円で、これは過年度保険料について所得更正等による被保険者への還付金でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

前のページにお戻りいただきまして、356ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定額7億9,570万2,800円、収入済額7億8,453万5,700円で、総体の収納率は98.59%でございます。

平成30年度の収納状況についてでございますが、後期高齢者医療保険料の徴収方法につきましては、年金天引きによる特別徴収と普通徴収がございました。

1目特別徴収保険料分につきましては、現年度分調定額5億3,341万4,600円、収入済額が5億3,378万400円で、還付未済額が36万5,800円あり、収納率100%でございます。

次に、2目普通徴収分につきましては、1節現年度分は調定額2億5,129万6,600円、収入済額2億4,678万500円で、還付未済は5万900円、収入未済額456万7,000円で収納率98.2%となっております。

2節滞納繰越分は、調定額1,099万1,600円、収入済額397万4,800円、不納欠損額80万9,400円、収入未済額620万7,400円、収納率は36.2%で、1節と2節を合わせた普通徴収全体では、収納率95.6%となっております。

不納欠損額80万9,400円につきましては、保険料の時効成立2年が経過することから、不納欠損処分したものでございます。時効成立理由は、本人死亡によるものや納入困難者が主なものでございます。

滞納繰越分まで含めました収入未済は1,077万4,400円で、収納対策として、臨戸訪問、電話、誓約書等による時効中断等、収納啓発に努めてきたところでございますけれども、今後においても、口座振替の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収納率の向上について頑張っていきたいと考えているところでございます。

なお、還付未済額は、死亡等の理由によりまして保険料を返還する必要がございますが、御遺族の口座等の確認に時間を要するため、年度末をめどに処理を行う予定としているところでございます。

続きまして、２款１項２目督促手数料は、調定額１９万３,１００円、収入済額は１３万６,４００円となっております。保険料と同様、５,１００円を不納欠損処分しており、収納率は７０.６％となっております。

次に、４款１項２目保険基盤安定繰入金は、調定額、収入額ともに４億１２万９,７４６円で、低所得者に係る保険料軽減分を公費で補填するものでございます。

５款繰越金は、前年度繰越金で４２４万１,３９１円となっております。

次に、６款２項１目保険料還付金は、保険料の還付分につきまして広域連合からの返還を受け、被保険者に返すものでございます。

３項預金利子につきましては、歳計金預金利子でございます。

続きまして、３６０ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。歳入総額１１億８,９５４万４,０００円に對しまして、歳出総額１１億８,５８１万４,０００円で、歳入歳出差引額は３７２万９,０００円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は、同額となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福元光一）不納欠損額が１,０７７万円あるってあったんですけど、これは単年度ですか。それとも前年度からの繰り越し、何年分かまとめてですか。

○保険年金課長（山元 茂）ただいまの委員の１,０７７万４,０００円は、収入未済額でございます。不納欠損額は８０万９,４９０円です。不納欠損額が多いということでございますよね。申しわけございません。

○委員（福元光一）課長の説明で、合わせて１,０７７万円不納欠損額と未納、そういう説明をしたんです。課長が説明したんですけど。

１,０７７万円。

未収、未済額１,０７７万円と書いてあるでしょう。これは単年度の分ですか。それとも繰り越しで何年分ですか。

○保険年金課長（山元 茂）決算書に出ている収入未済は過去からの繰り越しを含めた金額が収入未済として上がっています。金額が１,０７７万４,４００円ということになっております。

○委員（福元光一）年々ふえているんですか。それとも減ってきているんですか。

○保険年金課長（山元 茂）やはり７５歳以上の方の納付金になります。ですので、年がたつにつれてお金が入ってくる可能性というのは十分減ってくるわけでございますけれども、やはりほかの税と同様に滞納繰越の方っていうのを、滞納繰越に入ってこない分というのは固定してまいりますので、その金額がずっと移行してまいります。現年度で頑張っても、その分がずっと積み重ねになってまいりますので、この金額はよほど大きな金額が入ってこない限りは、こういう現状が続いてくるということになると思います。

○委員（福元光一）そこで努力をして、この数字が少なくなるように努力をして、課長が一生懸命努力をするということだったんですけど、具体的にこれが少なくなるように課内で協議をして、本当に少なくなるようにしないと、午前中、水道事業とか、いろいろなものも未納があったり、いろいろなものがあるんです。例えば小学校の給食費であつてもあるわけで。

やはり課内で、部長を中心に、課長を中心に何とかこの数字が少なくなるような協議をして実行していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○保険年金課長（山元 茂）ただいまの御指摘、承っております。本年度から徴収専門員を置いて、徴収専門の資格証をした職員を、証書等を発行することによって強制徴収でありますとか、そういうところにも取り掛かっていこうというふうに考えておりますので、今までの催告や電話催告でありますとか、臨戸訪問だけに限らず、そういう財産調査を含めまして、そういう徴収に力を入れていくということで係も頑張っておりますので、私たちもそれに含めて、今まで以上に頑張っ

ていきたいと思っております。

○委員（福元光一） 私たちが前に視察に行ったところは、滞納とか、そういうのも専門的に置いて、その専門員の収納の係が集中的にその人のことをいろいろ調べて、財産があるとか、何があるとか、いろんなことを調べて、一人であれもこれも収納の係がしとったらなかなかできないということで、専門に雇ったら収納率が上がったということも聞きましたので、それも参考にして、また、いろいろ頑張ってください。

○保険年金課長（山元 茂） 肝に銘じて頑張ります。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） いつも私が不思議に思うのは、普通徴収というのは年金が18万円未満の方々に直接振り込んでもらったりとかっていうふうにしているのが普通徴収ですよ。年金が1万5,000円の方々から保険料をもらうということ自体、年金収入以外にない人はどうするのかという問題があるわけなんですけども、そういった場合はどういうふうになっているんですか。

例えば、御家族がどこかにかいらっしゃって、その御家族が生活費を少し出していると。高齢者が生活されているというケースも考えられると思うんですけども、そうすると、それは扶養しているとか、御家族の方からいただいているということになるんですか。

○保険年金課長（山元 茂） 基本、後期高齢者医療の保険料といいますのは、世帯とかではなくて個人ごとの徴収になりますので、納付形態は御家族の方がされているのかもしれませんが、賦課は全て個人になっております。

また、その低所得者でさまざまな、生活保護にはならないまでもいろんな年金だけで暮らしている方、年金の額の少ない方がいらっしゃる中で、賦課をしないというわけにもいきませんし、徴収をしないということには制度上なっておりませんので、そこは痛みはあるかもしれませんが、決められた賦課金額において納付をしていただくということが基本的な姿勢になっております。

○議員（井上勝博） 後期高齢者の場合の減免制度というのはどうなっているのか。やっぱり払えない人から払ってもらうんじゃないかと、減免を積極的に適用するとかいうことはできないんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） 減免規定はございます。その減免規定といいますのは、風水害でありますとか、自然災害、それぞれ幾つかの規定の中によって減免ができるようになっている、詳細はあとで出せると思いますけども、そのような中の決まりに該当しない方について、生活困窮といいますものは、事業をやっている、それが破産をしてとか、そういう状況に応じてそういう減額の規定は確かあったと思うんですけども、そういうものに該当しない一般の方について、減免するということとはできないようになっているはずでございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△閉 会

○委員長（中島由美子） 本日の委員会は、以上をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本日の委員会は以上をもって閉会いたします。

次の委員会は、10月7日、午前10時に開きます。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 中 島 由美子